

令和5年4月26日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

安 達 和 彦



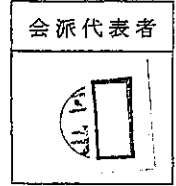
要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て (届 出)

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
4・26	台北駐日経済文化 代表処 (駐日台湾 大使館) 政務部長 林 郁慧	・台湾観光局と桃園メトロ、神戸観光局 と阪神電車の協働を踏まえて台湾観光 局と神戸観光局のMOU締結について ・台湾の自治体駐日事務所の神戸市誘致 について	要 (11:00 頃) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要 (: 頃) ・ 否
			要 (: 頃) ・ 否
			要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和5年4月26日から4月26日まで1日間			備 考
① 議 員 (1 名分)			42,220円
② 政務調査員 (名分)			円
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)			42,220円
			要請・陳情活動代表者 上島寛弘

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和5年5月12日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 要請・陳情活動者氏名
上島寛弘
- 2 要請・陳情先
台北駐日経済文化代表処 政務部長
- 3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年4月26日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 42,220	円	円 38,980
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 42,680	円	円 39,020
過 不 足 (不足△)		円 △460	円	円 △40

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

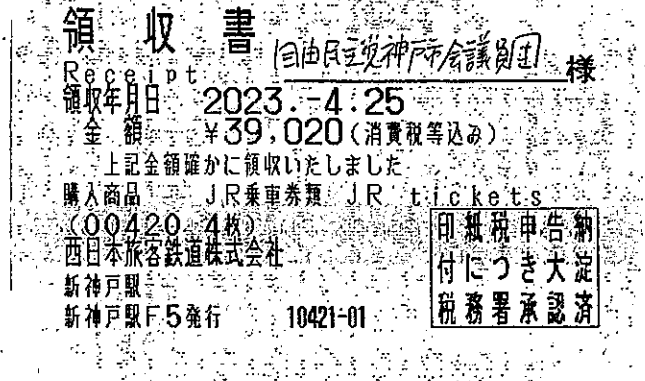
台北駐日経済文化代表処（駐日台湾大使館）政務部長 林郁慧氏に対して陳情を実施。



台湾観光局と桃園メトロ、神戸観光局と阪神電車の協働を踏まえて、台湾観光局と神戸観光局のMOU締結を既に締結済みである神戸市とTJPOとのMOUを模範として締結する為、協力を要請。台湾政府として日本と台湾との国交はないが地方自治体における台湾と日本の正式な覚書や協定による交流は意義深いという認識であり、より事例を増やしていきたい意向であり、本件について台湾観光局に対しても意向を共有し協力する旨の快諾を受ける。今後、神戸観光局と桃園市政府観光局が協定を締結していく予定であり、これを好事例として、台湾国内における自治体観光局との連携も図って参りたい。また、あわせて、台湾の自治体駐日事務所の神戸市誘致について協力をお願いした。これまで政務部長は自治体の駐日事務所についてはあまり意識をしたことがなかったが、神戸市が既にシアトルやパリにも神戸事務所を設け、また、他国においても日本国内に自治体独自の駐日事務所を設置している実例を説明し、台湾において自治体の駐日事務所の設置促進を行い、については神戸市において頂きたい旨の依頼をした。本件についても日台連携促進に有効な策であり、協力をしたいとの回答を得た。

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	/
------	----------	-------------	---

(領収書等貼付面)



(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)

<p>(備考) 要請・陳情活動者 上島寛弘</p> <p>要請・陳情先 台北駐日経済文化代表処 政務部長</p> <p>期間 令和5年4月26日</p>	<p>小計(単位:円)</p> <p>¥39,020-</p>
--	---------------------------------

令和5年5月10日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子



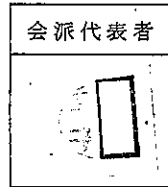
要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名 上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
5・10	参議院議員 山東昭子 秘書	教科書検定について	要(16:00頃)・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和5年5月10日			備 考
① 議 員 (1 名分)		42,320円	
② 政務調査員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		42,320円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和5年5月12日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 要請・陳情活動者氏名
上島寛弘
- 2 要請・陳情先
参議院議員 山東昭子 政策担当秘書 (参議院議員会館)
- 3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年5月10日
- 4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 42,320	円	円 39,180
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,220	円	円 40,080
過 不 足 (不足△)		円 △900	円	円 △900

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

予算特別委員会の審査において質疑を行った中学校の公民教科書について、神戸市の採用する帝国書院の内容について、本来差別ではない当然の区別である、外国人には日本における参政権が存在しないことについて、差別として紹介する内容について、文部科学省が教科書でそのような内容の教科書が学校現場において使われていることについて次回教科書検定に向けて正すべきである旨を伝え、文部科学省の教科書検定を所管する部署に当方の問題意識を共有し、担当課につないで頂くこととなった。

秘政
策担
書当

勝
俣
岳
人

参議院議員
小東昭子

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	2
<p>(領収書等貼付面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p style="text-align: center;">Receipt 自由民主党神戸市会議員団様</p> <p>領収年月日 2023.5.10</p> <p>金額 ¥40,080 (消費税等込み)</p> <p>(クレジット扱い)</p> <p>購入商品 JR乗車券類 JR tickets</p> <p>(20674 4枚)</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>新大阪駅</p> <p>新大阪駅F80発行 30675-01</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;"> 納定 申告 税つき 紙税 印付 務署承認済 </div> </div>			
<p>(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘</p> <p>要請・陳情先 参議院議員 山東昭子 政策担当秘書</p> <p>期間 令和5年5月10日</p>			<p>小計(単位:円)</p> <p style="text-align: right;">¥40,080-</p>

(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)

令和5年5月15日

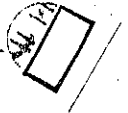
市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子



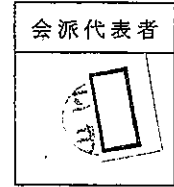
要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名 上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
5・15	中華民国行政院僑務委員会僑務促進委員（星城大学副学長） 盧 聰明 氏 （於：星城大学名古屋丸の内キャンパス）	台湾系華人団体、台湾の自治体、教育機関と、神戸市との経済連携、教育交流の斡旋依頼について	要（16：30頃）・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要（：頃）・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和5年5月15日			備 考
① 議 員（ 1 名分）		22,860円	
② 政 務 調 査 員（ 名分）		円	
③ 要請・陳情活動費合計（①+②）		22,860円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和5年5月22日

会派の名称

自由民主党神戸市議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 畠 寛 弘

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 要請・陳情活動者氏名
上畠寛弘
- 2 要請・陳情先
中華民国行政院僑務委員会僑務促進委員 盧 聰明
- 3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年5月15日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 22,860	円	円 19,640
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 27,820	円	円 24,180
過 不 足 (不足△)		円 △4,960	円	円 △4,540

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。



中華民國行政院僑務委員會僑務促進委員である盧聰明氏に対して、台湾系華人団体、台湾の自治体、教育機関と、神戸市との経済連携、教育交流について協力斡旋を要請し、蘆委員より快諾を頂いた。蘆氏ご自身も台中市との交流を行う旨の意向を持っており蘆氏が副学長を務める大学においては、台中市立大甲高級中等学校との協定を締結していたことから、同校と神戸市の高等学校との交流締結を提案いただいた。また、神戸市会も1985年6月24日に台中市議会と交流協定を締結しているが動いていない状況であり、本件を真に効果的な交流とし、高校生の日台交流促進につなげるべく、今後も蘆氏に協力を仰ぎ、神戸市教育委員会に話を進め、同校と神戸市立高等学校の交流実現を行いたい。

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目 要請・陳情活動費		領収書 整理番号	3			
(領収書等貼付面) <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> <p>領 収 書</p> <p>Receipt 自由民主党神戸会 後援団様</p> <p>領収年月日 2023.5.14</p> <p>金額 ￥24,180 (消費税等込み)</p> <p>[クレジット扱い]</p> <p>購入商品 JR乗車券類 JR tickets</p> <p>(20044 4枚)</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>(東)住吉線</p> <p>東)住吉MK53発行 30045-02</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">印紙税申告納</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">付につき大淀</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">税務署承認済</td> </tr> </table> </div>				印紙税申告納	付につき大淀	税務署承認済
印紙税申告納						
付につき大淀						
税務署承認済						
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)						
(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 中華民国行政院僑務委員会僑務促進委員 盧 聰明 期間 令和5年5月15日		小計(単位:円) ￥24,180-				

令和5年7月4日

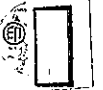
市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子



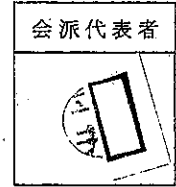
要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
7・5	参議院議員 浜田 聡 (参議院議員会館)	地方公務員法の欠格条項の強化について	要(14:30頃)・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は			備 考
令和5年7月5日			
① 議 員 (1 名分)		43,040円	
② 政務調査員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		43,040円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

[様 式 7]

市 会 議 長 様



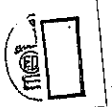
令和5年7月6日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

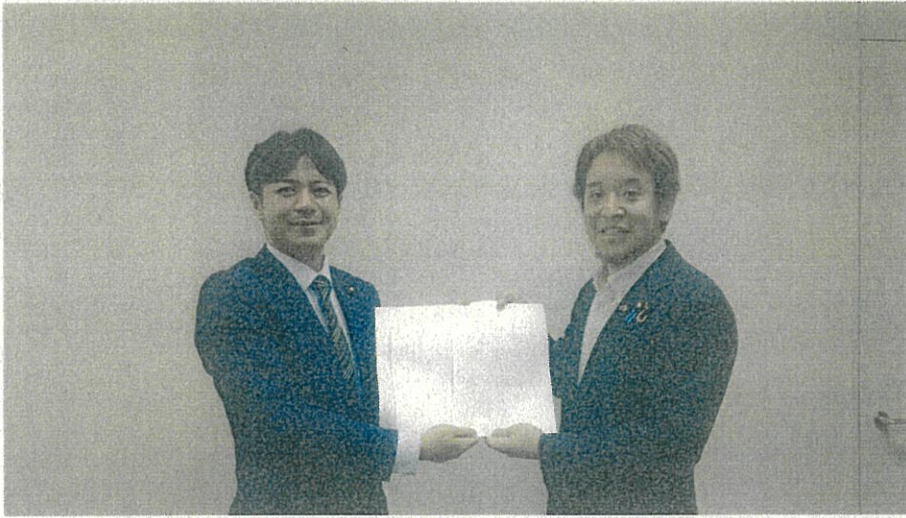
記

- 1 要請・陳情活動者氏名
上島寛弘
- 2 要請・陳情先
参議院議員 浜田 聡 議員 (参議院議員会館)
- 3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年7月5日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 42,140	円	円 38,980
過 不 足 (不足△)		円 900	円	円 900

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。



参議院議員 浜田聡議員に別添の地方公務員法に規定される欠格条項を遵守する為、必要な対応を求める要望を実施。現在、地方公務員法第16条4号に規定される欠格条項については、地方自治体が職員を任用する場合には、自己申告に依存している状況であり、任用される本人が虚偽の回答をすれば、自治体として確認する術はない。よって、本来の法の趣旨を達成すべく、国会および政府は地方自治体の職員の任用における実態を把握し、必要な支援や情報提供を速やかに行うことを要望した。本要望に対して参議院議員浜田議員は概ね理解を示し、文案を提供すれば、内閣に対して質問主意書を提出して下さることとなった為、今後、質問案を当方で作成の上、政府見解をとりたい。

地方公務員法に規定される欠格条項を遵守する為、必要な対応を求める要望書

地方公務員法第16条4号には欠格条項として、「日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」が規定される。しかしながら、地方自治体の任用の実態については、地方自治体の権限では調査することは不可能であり、自己申告に依存しているところである。

地方公務員の任用にあたって神戸市の運用においては、現在、採用試験内容に欠格条項に該当する場合は受験できない旨を記載し、受験者に周知し、申込み段階で欠格条項を含む受験資格を全て満たすことについて、本人に対して相違ないことを確認し、自署にて署名することをもって欠格条項に該当しないとしている。

そこで、神戸市人事委員会は、地方公務員法第16条第4号に該当する団体について、存在するか否かの判断ができない為、総務省に照会を行ったところ、総務省公務員課は「基本的には破壊活動防止法に基づきまして、活動の制限、あるいは解散の指定を受けるような団体を想定しており、現時点ではそのような団体は存在しない」とし、あわせて、「破防法以外にも第16条第4号に該当するような団体は想定し得るために、ないと言い切ることはできない」という回答を得た。神戸市は、欠格条項に該当するような者が受験することを未然に防ぐに当たって、総務省と密な関係構築に努め、要望したいとする。

(令和4年9月26日神戸市会令和4年決算特別委員会第一分科会審査)

よって、国会および政府は、地方公務員法第16条4号に規定される「日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」を任用を阻止し、立法の趣旨を達成する為、地方自治体の職員の任用における実態を把握し、任用にあたって必要な支援や情報提供を速やかに行うことを要望する。

令和5年7月5日
神戸市会議員 上島寛弘

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	4
(領収書等貼付面) <div style="text-align: center; margin: 20px;"> <p>領 収 書 自由民主党神中会議員団様</p> <p>Receipt</p> <p>領収年月日 2023.7.4</p> <p>金額 ￥38,980 (消費税等込み)</p> <p>(クレジット扱い)</p> <p>購入商品 JR乗車券類 JR tickets</p> <p>(60048 4枚)</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>(東)住吉駅</p> <p>(東)住吉駅F1発行: 00049-01</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済 </div> </div>			
(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 参議院議員 浜田 聡議員 期間 令和5年7月5日			小計(単位:円) ￥38,980-

(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)

令和5年7月11日

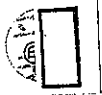
市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市議員団

会派の代表者の氏名

平 井 真 千 子



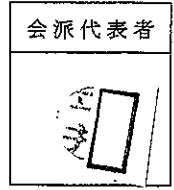
要請・陳情活動について（届出）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名 上皇寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
7・12	台北駐日経済文化 代表処 謝長廷 大使 (元台湾首相)	台湾観光局とのMOU締結について	要(16:30頃)・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和5年7月12日 1日間			備 考
① 議 員 (1 名分)		42,680円	
② 政務調査員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		42,680円	要請・陳情活動代表者 上皇寛弘

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和5年7月14日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 畠 寛 弘

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 要請・陳情活動者氏名
上畠寛弘
- 2 要請・陳情先
台北駐日経済文化代表処 代表（元台湾首相）駐日大使 謝長廷 閣下
- 3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年7月12日

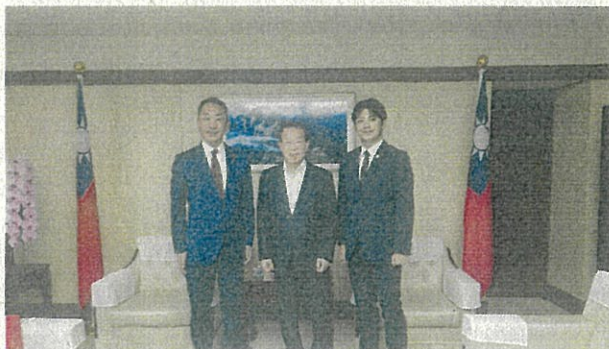
4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 42,680	円	円 39,020
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 42,020	円	円 38,780
過 不 足 (不足△)		円 660	円	円 240

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 要請・陳情活動結果の概要

台北駐日経済文化代表処・元台湾首相・駐日大使 謝長廷閣下に対して陳情を実施。



中央 台北駐日経済文化代表処・元台湾首相・駐日大使 謝長廷 閣下

台湾政府に対して日台交流サミットin神戸において多大なる支援を頂いたことに対して感謝を伝え、これまでの神戸市における台湾との交流についても披露。今後、神戸空港が国際化することについても紹介する。神戸市がTJPOとのMOU締結に続いて、神戸観光局と桃園市政府観光局がMOUを締結をしたことから、桃園国際空港を抱える桃園市とのMOUを土台とし、チャーター便、定期便というステップでの国際化の中で第一便については台湾への航路実現に向けて、謝閣下に対して、これまで神戸市港湾局はエバーグリーン系列との関係もあることに触れ、台湾政府の支援も依頼し、快諾。

更に台湾人観光客と神戸市から台湾への観光という観光による相互交流をより一層の効果を発揮すべく、謝長廷閣下に対して、神戸観光局と台湾観光局のMOU締結を提案し、その為に駐日代表の立場からも台湾観光局に対して神戸観光局との連携を促して頂きたい旨を要望したところ、こちらも快諾を得た。

今後更に神戸市の観光振興、経済発展に資する日台両国の友好の為、必要な行動を行いたい。

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	5
------	----------	-------------	---

(領収書等貼付面)

領 収 書

自由民主党
神戸市会議員 様

Receipt

領収年月日: 2023-7-12

金額: ¥38,780 (消費税等込み)

[クレジット扱い]

購入商品: JR乗車券類: JR tickets

40606 (4枚)

西日本旅客鉄道株式会社

新大阪駅

新大阪駅MK17発行 50607-01

印紙税申告納
付たつき大定
税務署承認済

(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)

<p>(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘</p> <p>要請・陳情先 台北駐日経済文化代表処 代表 謝長廷、閣下</p> <p>期間 令和5年7月12日</p>	<p>小計(単位:円)</p> <p style="text-align: right;">¥38,780-</p>
--	--

令和5年7月19日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子

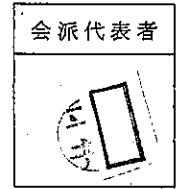


要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の可否 (到着予定時刻)
7・19	参議院議員 和田政宗事務所 (参議院議員会館)	神戸市で採択された文部科学省の教科書 検定を経た帝国書院の教科書の改善につ いて	要(16:30頃)・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
・20	参議院議員 有村治子事務所 (参議院議員会館)	神戸市で採択された文部科学省の教科書 検定を経た帝国書院の教科書の改善につ いて	要(11:30頃)・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和5年7月19日～7月20日まで 2日間			備 考
① 議 員 (1 名分)		58,940円	
② 政務調査員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		58,940円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

市 会 議 長 様



令和5年7月24日

会派の名称

自由民主党神戸市議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上島寛弘

2 要請・陳情先

参議院議員 和田政宗事務所

参議院議員 有村治子事務所

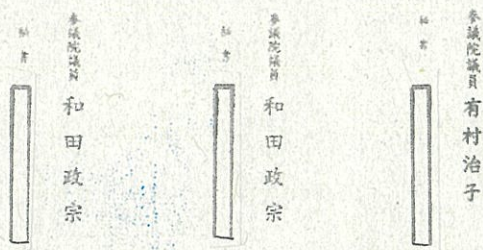
3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年7月19日～7月20日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金, 座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 58,940	円	円 38,980
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 60,270	円	円 40,100
過 不 足 (不足△)		円 △1,330	円	円 △1,120

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

神戸市で採択された文部科学省の教科書検定を経た帝国書院の教科書の改善の件について陳情。



本件については、神戸市立中学校において在日外国人が何ら差別ではないにも関わらず、外国人参政権が付与されていないことについて差別として子供達に対して教育していた実態について、既に予算特別委員会においても質疑した内容について、そもそもの根本原因は、帝国書院の教科書の記載が問題であるとのことを踏まえて、神戸市においては既に教員研修で二度と同じ過ちは犯さないように指導されているものの、国が認めた教科書検定のプロセスに問題があるのではないかという観点から、添付の資料や議会の議事録を以て、参議院議員 和田政宗事務所（7月19日）ならびに参議院議員有村治子事務所（7月20日）を訪問。

参議院議員 和田政宗事務所においては□秘書ならびに□秘書が対応。和田議員本人への共有すること、また文部科学省の教科書検定を所管する担当課に対して、神戸市でこのような事態になっていること、これによって神戸市会議員が改善を求めてきたことを共有することとなった。また参議院議員有村治子事務所においては有村議員本人、□秘書と面談を行い、同様に私の議会における質疑と神戸市における実態を共有し、教科書の内容についての問題意識を共有し、縷々助言を頂く。引き続き、私が選挙管理委員会に対して質疑を行い、そもそも外国人参政権が差別であるかどうかを行い、当然ながら差別ではないこと、有権者を啓発する立場にある選挙管理委員会としての見解を質していく方向を確認し、今後も改善の為に連携することを確認した。いずれにせよ文部科学省に対して神戸市の実態は共有を頂くこととなった。

⑤・⑥現代社会に残る差別(1)(2) (教科書p.44~47)

【部落差別】

江戸時代…身分として差別をうける
 明治時代…(1)・(2)
 ⇒身分差別からの開放
 ⇒しかし、現実には実質的な対策は取られず、差別は残る
 1922年 (3) 設立
 1965年 (4) が答申をだす
 ⇒差別をなくすことは(5)であり、(6)

【アイヌの人々への差別】

1869年 明治政府は(7) 開拓を行う
 ⇒(8) を派遣
 先住民族であるアイヌの人たちから、土地を奪い、文化を否定した
 ⇒(9) を強要した
 1899年 (10) が制定される
 ⇒せまい荒地などに追いやられる、文化を否定される
 現在、文化の伝承、アイヌ民族教育が行われている
 1997年 (11) が施行される
 ⇒アイヌの伝統を尊重することを目的とする法律

⑩在日朝鮮人・韓国人への差別

1910年 韓国併合
 ⇒(12) 各地に「学校」を強制運行され、日本人
 現在、日本に住む外国人の4分の1を占めている
 ⇒日本国籍がないので国政への(13)参加権はなく、
 職種によっては(14)公務員) になれない

*障がいのある人に対しても、差別が残っている。
 障がいのある人も社会に積極的に参加できる(15)
 実現していくことが必要!!
 ・障害者基本法
 : 障害のある人たちの自立と社会参加を支援するための法律
 ・(16)
 : 障害のあるなしに関わらず、すべての人が区別することなく、心づうの生活を営むという考え方 ⇒ 共生社会の実現

第2章 日本国憲法について考えよう

5・6 現代社会に残る差別

<部落差別>

* () …江戸時代の身分制度から続く差別で
 () と呼ばれることもある
 * 明治になって () が出されるも差別が残る
 ⇒そこで、1922年に () が結成される
 ⇒この差別の解放運動が他の差別の解放運動につながった

<アイヌの人々への差別>

○アイヌ文化の振興
 * 明治以降、() が本州からやってくるようになる
 ⇒1899年に北海道旧土人保護法が制定、暮らしや文化が否定される
 * 1997年に () が施行される
 * 2008年、アイヌの人々=先住民族とすることを求める決議

<在日外国人への差別>

○外国人差別
 * (在日コリアン) …第二次世界大戦後、さまざまな理由で日本に残った韓国や朝鮮の人々
 * 就職や結婚に対する差別、納税しても参政権がないなど差別が残る
 ⇒近年は人権を外国人にも保障しようとする動きが見られる

<さまざまな障がい・差別>

○障がいや障がいに對する差別
 * 病氣 エイズウィルス感染者への偏見・差別
 () の元患者への差別
 * 障がい
 就職に對する差別
 - () の実現で差別をなくすことが求められる

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	6
------	----------	-------------	---

(領収書等貼付面)

領収書 自由民主党神戸市会議員団様
 Receipt
 領収年月日 2023-7-19
 金額 ￥19,940 (消費税等込み)
 (クレジット扱い)
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets
 (60181 2枚)
 西日本旅客鉄道株式会社
 (東)住吉駅
 (東)住吉駅F1発行 00182-01
 印紙税申告納
 付につき大湊
 税務署承認済

領収書 自由民主党神戸市会議員団様
 Receipt
 領収年月日 2023-7-20
 金額 ￥20,160
 (クレジット扱い)
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets
 (10351 1枚)
 東日本旅客鉄道株式会社
 新宿駅
 新宿駅VF10発行 20352-02
 印紙税申告納
 付につき波谷
 税務署承認済

(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)

(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 参議院議員 和田政宗 事務所 (7月19日) 参議院議員 有村治子 事務所 (7月20日) 期間 令和5年7月19～20日	小計(単位:円) ￥40,100-
---	----------------------

令和5年8月2日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子

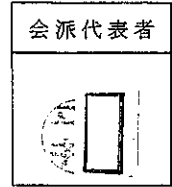


要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の可否 (到着予定時刻)
8・3	参議院議員 浜田 聡 議員 (参議院議員会館)	中国総領事館による地方自治体に対する 圧力に対する外務省の認識についての質 問主意書提出に関する要望	要 (10:30頃) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
・ 4	駐日ハイチ共和国大 使館/前ハイチ共和 国大使 エルフ・モ ノド・オノラ 閣下	ハイチ共和国総領事館誘致の件	要 (13:00頃) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和5年8月3日～8月4日まで 2日間			備 考
① 議 員 (1 名分)		59,120円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		59,120円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

市 会 議 長 様




令和5年9月20日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘 

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上島寛弘

2 要請・陳情先

参議院議員 浜田 聡 議員 (8月3日)

駐日ハイチ共和国大使館 / 前ハイチ共和国大使 エルフ・モノド・オノラ 閣下 (8月4日)

3 要請・陳情活動を行った期間

令和5年8月3日から令和5年8月4日まで

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 59,120	円	円 38,980
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 61,040	円	円 40,480
過 不 足 (不足△)		円 △1,920	円	円 △1,500

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 要請・陳情活動結果の概要

参議院議員浜田聡議員に対して中国総領事館による地方自治体に対する圧力に対する外務省の認識についての質問主意書提出に関する要望を実施。神戸市会において台湾のWHO加盟支持に関する意見書を可決した際に中国総領事館の張副総領事が名指しして上島のTwitterを見ている、台湾への支持をやめろという趣旨の打電、また翌年も中国総領事館の主任級が日台交流サミットin神戸の中止要求を神戸市市長室に行った件について、

記事（URL：<https://www.sankei.com/article/20211123-DJ35BPNH7FODBPYTQBH5V6BF7Y/>）も共有し、特に議員の個人名を名指ししての電話は恫喝脅迫であり、内政干渉も甚だしいこと、本件について何ら外務省は動きがみられないことを伝えた。浜田聡議員は由々しき問題と理解下さり、質問主意書のみならず、国会の質疑で取り上げることを快諾。



ハイチ共和国総領事館誘致の件

駐日ハイチ共和国大使館を訪問。当初、前ハイチ共和国大使エルフ・モノド・オノラ閣下と面談予定であったが、現在、駐在するハイチ共和国代表たる臨時代理大使 ワトソン・レイシウス・デニ博士閣下に面談を頂くこととなった。閣下は総領事館の設置については名誉総領事館の設置を初め必要性を感じており任期中に是非設置してみたいこと、提案いただいた神戸市の設置についても検討したい旨の回答を得、本国外務省にも伝え、設置の具体化に向けて取り組みたい旨の回答を得た。



使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	7
------	----------	-------------	---

(領収書等貼付面)

領 収 書
 Receipt
 領収年月日 2023. 8. 2
 金額 ￥40,480 (消費税等込み)
 上記金額確かに領収いたしました
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets
 (40452, 4枚)
 西日本旅客鉄道株式会社
 (東)住吉駅
 (東)住吉駅F1発行 50453-01

印紙税申告納
 付につき大淀
 税務署承認済

(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)

(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 参議院議員 浜田 聡 議員 (8月3日) 駐日ハイチ共和国大使館 (8月4日) 期間 令和5年8月3～4日	小計(単位:円) ￥40,480-
---	--------------------------

令和5年8月17日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子



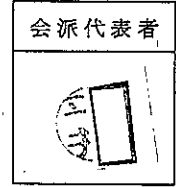
要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
8・17	参議院議員 浜田 聡 (参議院議員会館)	神戸市eスポーツ推進の為、法改正に関する要望、参議院への請願提出依頼について	要(11:30頃)・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は			備 考
令和5年8月17日			
① 議 員 (1 名分)		42,140円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計(①+②)		42,140円	
			要請・陳情活動代表者 上島寛弘

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和5年9月20日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 要請・陳情活動者氏名
上島寛弘
- 2 要請・陳情先
参議院議員 浜田 聡 議員 (参議院議員会館)
- 3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年8月17日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 42,140	円	円 38,980
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 42,340	円	円 39,180
過 不 足 (不足△)		円 △200	円	円 △200

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 要請・陳情活動結果の概要

神戸市eスポーツ推進の為、法改正に関する要望、参議院への請願提出依頼を参議院議員 浜田聡議員に対して実施。



別添するeスポーツ振興に関する要望書を参議院議員 浜田聡議員に提出。本要望にあたってはゲームセンターやトレーディングカード販売に携わりYoutuberとしても50万人超の登録者数を誇り、eスポーツやゲーム業界について配信する遊楽舎店長の寛氏にも同行頂き、今般の規制によって日本のコンテンツであるゲームやeスポーツが海外に流出し、国内における経済成長の好機を逃していること、eスポーツやゲームセンターに課せられている規制の実態について縷々お話し、現状の課題を共有し、浜田議員も現在の日本の規制についての問題意識は持っておられ、本要望についても記者会見でも述べられ、今後の国会活動で取り上げて頂くこととなった。また、要望書と同旨の請願の提出を参議院に出す為、紹介議員となって頂くことを依頼したところ、そちらも快諾頂いた。

eスポーツ振興に関する要望書

神戸市では全国初のeスポーツプロジェクトとして、令和2年7月にeスポーツが日本において社会的・経済的合理性を持ちうるのか、その最適解を探るwithコロナ時代におけるeスポーツによる地域課題解決に向けて連携協定を締結し、同年12月にはフレイル予防等の新しい取組みとしてコミュニケーション活性化と健康増進をめざした高齢者向けeスポーツ実証事業を開始した。また同年9月には日本におけるeスポーツの活性化と定着、eスポーツの更なる認知・理解の促進を図るため、大学生世代を対象に、全世界で5,000万人以上、日本で150万人以上のプレイヤー数を誇る人気ゲーム「Rainbow Six Siege」を競技タイトルに冠した「レインボーシックスシージ大学対抗戦 powered by AORUS」の準決勝、決勝戦を神戸市で行ったところであり、神戸市はeスポーツ振興に取り組んでいる。eスポーツとは、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称であり、我が国においては、数多くのゲームコンテンツが誕生している。今やプロのゲーマーが誕生し、実況配信を行ったり、実際に対戦を行い賞金を得たり、生業とする方々も存在する。日本から誕生したゲームコンテンツには、世界中に愛好者が存在しており、eスポーツの振興は、経済活性化にもつながるとともに、ゲームコンテンツを通じて、アニメや漫画と同様に日本ファンが増え、強力なソフトパワーであることは間違いない。一方で、日本で誕生したゲームコンテンツでありながら、eスポーツの盛り上がりは海外に比較してまだまだ発展途上であり、より一層の発展を目指すには、当局が関連する法律の見解を明らかにし、必要な規制の緩和が必要となってくる。eスポーツ及びeスポーツ大会について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下風営法）の規制の範疇であるか否かである。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第3条第2号では、テレビゲーム機（勝敗を争うことを目的とする遊技をさせる機能を有するもの又は遊技の結果が数字、文字その他の記号によりブラウン管、液晶等の表示装置上に表示される機能を有するものに限るものとし、射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）とテレビゲーム機が定義づけられ、eスポーツが該当するとみられるが、実際にeスポーツ大会開催やその場所の提供が、風営法の規制を受ければ、公安委員会の許可や賞金の提供も禁止される。そこで主催者と賞金提供者を別としたり、参加者から参加料をとってもそれは賞金や賞品の原資には充てないことをもって規制に抵触しないようにすれば良いのではないかと主催団体や振興団体は解釈に悩ませているところである。また、ゲームによる勝敗が賭博に該当しないかといった刑法上の懸念もあるところである。よって、外国では高額な賞金が提供され、多くの参加者が集まる大会でも、日本ではこれらの懸念から、日本で生まれたコンテンツであったとしても小規模な大会となってしまう、盛り上がり欠け、eスポーツ振興の阻害要因となっている。よって、eスポーツ大会開催について法的な規制の有無について政府の見解を詳細に明らかにするとともに、eスポーツ振興の為に必要な規制緩和を政府ならび国会に対して強く求めるものである。

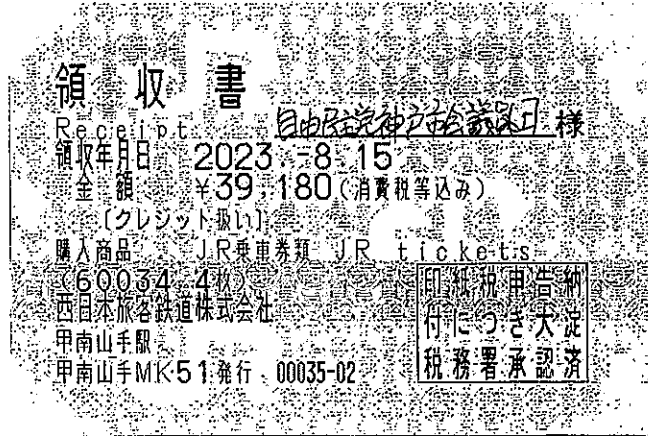
令和5年8月17日

神戸市議員 上島寛弘

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	8
------	----------	-------------	---

(領収書等貼付面)



(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)

(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘
 要請・陳情先 参議院議員 浜田 聡議員
 期間 令和5年8月17日

小計(単位:円)

¥39,180-

[様式 6]

令和5年8月24日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子



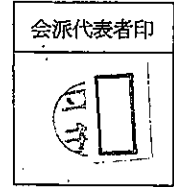
要請・陳情活動について（届出）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
8・25	参議院議員 山東昭子 事務所	令和6年度予算に向けて神戸市の国家予算要望（港湾関連）について	要（11：00頃）・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要（：頃）・否
			要（：頃）・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和5年8月25日			備 考
① 議 員（ 1 名分）		43,220円	
② 政務調査員（ 名分）		円	
③ 要請・陳情活動費合計（①+②）		43,220円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和5年9月20日

会派の名称

自由民主党神戸市議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 要請・陳情活動者氏名
上島寛弘
- 2 要請・陳情先
参議院議員 山東昭子議員
- 3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年8月25日
- 4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空 賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,220	円	円 40,080
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 44,260	円	円 40,680
過 不 足 (不足△)		円 △1,040	円	円 △600

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 要請・陳情活動結果の概要

令和6年度国家予算要望（港湾局分）に実現に向けて、陳情を実施。



参議院議員 山東昭子議員に対して、神戸空港国際化に向けた必要な環境整備を中心とする港湾局の令和6年度国家予算要望について実現に向けて要望。参議院議員 山東昭子議員からは、実現に向けて、国土交通省をはじめとし政府に働きかけて下さることを快諾頂いた。

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	9		
(領収書等貼付面)					
<p style="text-align: center;">領 収 書 自由民主党神戸会議員 様</p> <p>Receipt</p> <p>領収年月日 2023. 8. 24</p> <p>金額 ￥40,680 (消費税等込み)</p> <p>(クレジット扱い)</p> <p>購入商品 J R 乗車券類 J R tickets</p> <p>(60132 4枚)</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>(東) 住 吉駅</p> <p>(東) 住吉駅 F 1 発行 00133-01</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 納 告 申 告 納 定 大 定 納 済 承 認 済 税 務 署 承 認 </div>					
<p style="text-align: center;">(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="180 1993 997 2101"> (備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 参議院議員 山東昭子事務所 期間 令和5年8月25日 </td> <td data-bbox="997 1993 1560 2101"> 小計(単位:円) ￥40,680- </td> </tr> </table>				(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 参議院議員 山東昭子事務所 期間 令和5年8月25日	小計(単位:円) ￥40,680-
(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 参議院議員 山東昭子事務所 期間 令和5年8月25日	小計(単位:円) ￥40,680-				

令和 5年 8月 28日

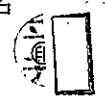
市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井 真千子

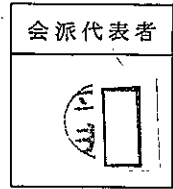


要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て (届 出)

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名 上島 寛弘			
月・日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
8・28	台北駐日経済文化代表処	中国当局の接触を鑑みて神戸空港と台湾との国際線実現について	要 (11:00頃) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
8・28	参議院議員 阿達雅志事務所 参議院議員会館	令和6年度予算に向けて神戸市の国家予算要望(港湾関連)について	要 (15:00頃) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
8・29	張 淑玲(元亜東太平洋司参事 及び台湾日本関係協会秘書長) 台北駐日経済文化代表処 横浜分処	中国当局の接触を鑑みて神戸空港と台湾との国際線実現について	要 (11:00頃) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和 5年 8月 28日 から 8月 29日まで 2日間			備 考
① 議 員 (1名分)		60,510円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
② 要請・陳情活動費合計 (①+②)		60,510円	要請・陳情活動代表者 上島 寛弘

市 会 議 長 様



令和5年9月20日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名
上島寛弘

2 要請・陳情先
台北駐日経済文化代表処 (8月28日)
参議院議員阿達雅志事務所 (8月28日)
台北駐日経済文化代表処横濱分処 (8月29日)

3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年8月28日～8月29日

4 精 算 額

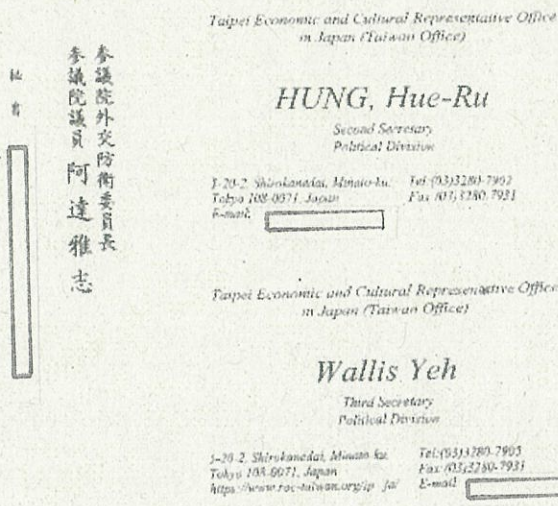
区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 60,510	円	円 39,550
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 60,510	円	円 39,550
過 不 足 (不足△)		円 0	円	円 0

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 要請・陳情活動結果の概要

陳情項目 中国当局の接触を踏まえて神戸空港と台湾との国際線実現について
 台北駐日経済文化代表処において蔡明耀副代表（公使）、洪慧儒政務部課長、葉嘉華課長補佐らと面談し、蔡副代表に対して現在、国際化に向けて準備される神戸空港について、中国当局や中国大連市政府等が神戸空港と中国との就航を狙って協力者を通じ、また直接的に港湾局に接触している実態について情報共有し、そのうえで、中国ではなく、自由と民主主義の価値観を共有する友好国家である台湾こそ神戸空港との国際便を第一便として繋ぎたい旨伝え、その為に協力を求めた。蔡副代表からは、協力する旨の回答を得て、スターラックス航空が良いのではないかと提案を頂き、必要であれば、スターラックス航空にレターを出して、当方の意向を伝える旨の回答を得た。

陳情項目 令和6年度予算に向けて神戸市の国家予算要望（港湾関連）
 国土交通大臣政務官も務め、国土交通政策に精通する参議院議員 阿達雅志事務所を訪問し、令和6年国家予算要望（港湾局）実現に向けて特に神戸空港国際化、機能強化に係る予算を筆頭に協力を要請。協力を快諾し、国土交通省、財務省について実現に向けた働きかけをして下さることとなった。



陳情項目 中国当局の接触を踏まえて神戸空港と台湾との国際線実現について
 台北駐日経済文化代表処横濱分処を訪問し、張淑玲総領事と面談。張閣下は、元亜東太平洋司参事及び台湾日本関係協会秘書長を務めた。張閣下に対しても神戸空港国際化を踏まえて台湾との就航実現に向けての協力を求めた。張閣下からは台湾の交通部（国土交通省）や、スターラックス航空以外の民間航空会社についても繋ぐこと等、神戸空港の台湾就航実現について協力する旨の快諾を得た。また、台湾との交流について、神戸市にもロープウェイがあることから、台湾のロープウェイとの姉妹ロープウェイ等の提案も頂き、こちらも進めて参りたい。



使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	10
<p>(領収書等貼付面)</p> <div data-bbox="539 607 1193 981" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p style="text-align: center;">自由民主党神戸市会議員様</p> <p>Receipt</p> <p>領収年月日 2023. 8. 28</p> <p>金額 ￥39,880 (消費税等込み)</p> <p>[クレジット扱い]</p> <p>購入商品 JR乗車券類 JR tickets</p> <p>(30199 4枚)</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>(東)住吉駅</p> <p>(東)住吉MK31発行 40200-01</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 納税申告 大定済 付につき承認 税務署承認済 </div> </div> <p>※ 領収書額 ￥39,880は、住吉～新大阪～東京の往復の金額 であり、本来の行程は復路のみ新横浜～新大阪～住吉とな るため、￥39,550を計上します</p> <p>(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)</p>			
<p>(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 台北駐日経済文化代表処(8月28日)／参議院議員 阿達雅志事務所(8月28日)／張 淑玲(元亜東太平洋司参事及び台湾日本 関係協会秘書長)(8月29日) 期間 令和5年8月28～29日</p>		<p>小計(単位:円)</p> <p style="text-align: right;">¥39,550-</p>	

令和5年9月4日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子



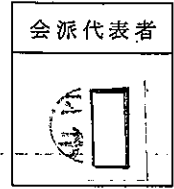
要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名 上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
9・4	参議院議員 山田 宏事務所 (参議院議員会館)	国家予算要望 (福祉局・健康局所管分) について	要 (16:00頃) ・ <input checked="" type="checkbox"/>
・ 4	参議院議員 石田昌宏事務所 (参議院議員会館)	国家予算要望 (福祉局・健康局所管分) について	要 (16:30頃) ・ <input checked="" type="checkbox"/>
9・5	参議院議員 神谷政幸事務所 (参議院議員会館)	国家予算要望 (福祉局・健康局所管分) について	要 (10:00頃) ・ <input checked="" type="checkbox"/>
・ 5	参議院議員 本田顕子事務所 (参議院議員会館)	国家予算要望 (福祉局・健康局所管分) について	要 (11:00頃) ・ <input checked="" type="checkbox"/>
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は、 令和5年9月4日～9月5日まで 2日間			備 考
① 議 員 (1 名分)		58,940円	
② 政務調査員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		58,940円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和5年9月20日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上島寛弘

2 要請・陳情先

参議院議員 山田宏事務所、参議院議員 石田昌宏事務所 (9月4日)

参議院議員 神谷政幸事務所、参議院議員 本田顕子事務所 (9月5日)

3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年9月4日～9月5日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 58,940	円	円 38,980
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 60,700	円	円 40,320
過 不 足 (不足△)		円 △1,760	円	円 △1,340

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

令和6年度国家予算要望（福祉局・健康局所管分）に実現に向けて、陳情を実施。

自由民主党
参議院議員 山田 宏
秘書 [Redacted]
【国会事務所】〒100-0002 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館1205号室
電話：03-6550-1205 FAX：03-6551-1205
【平河町事務所】〒102-0093 東京都千代田区平河町2-15-5 クレール平河町602C室
電話：03-6256-9001 FAX：03-6256-9003
E-mail [Redacted]
web: <http://www.yamadahirosht.com>

参議院議員 石田昌宏
厚生労働委員会 理事
秘書 [Redacted]
国会事務所 東京都千代田区永田町二丁目二番地
T 03-6550-1114
FAX 03-6551-1114
国会議員会館1205号室
〒100-0002
国会議員会館1205号室
〒100-0002

参議院議員 石田昌宏
厚生労働委員会 理事
秘書 [Redacted]
国会事務所 東京都千代田区永田町二丁目二番地
T 03-6550-1114
FAX 03-6551-1114
国会議員会館1205号室
〒100-0002
国会議員会館1205号室
〒100-0002

参議院議員 神谷政幸
秘書 [Redacted]

自由民主党
参議院議員 本田顕子事務所
秘書 [Redacted]
【国会事務所】〒100-0002 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館1205号室
TEL: 03-6550-1001 FAX: 03-6551-1001
E-mail [Redacted]
<https://www.honda-shiko.jp>
【熊本事務所】〒860-0072 熊本県西区花園7-12-16
TEL: 096-325-0470 FAX: 096-325-4711
自由民主党熊本県参議院比例選挙区第六支部

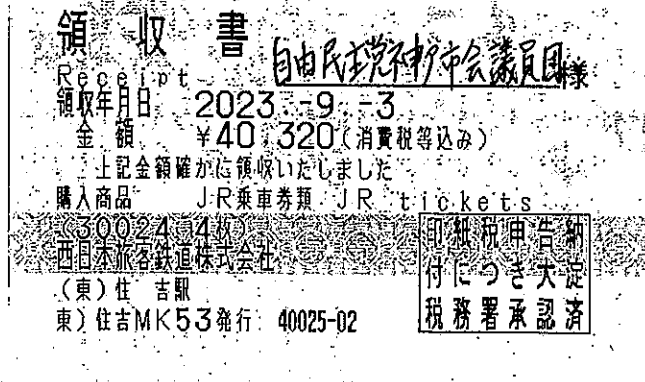
自由民主党
参議院議員 本田顕子
政策担当秘書 関野 秀人
秘書 [Redacted]
国会事務所 東京都千代田区永田町二丁目二番地
T 03-6550-1114
FAX 03-6551-1114
国会議員会館1205号室
〒100-0002
国会議員会館1205号室
〒100-0002

看護師・保健師である参議院議員 石田昌宏事務所、日本歯科医師会推薦議員である参議院議員 山田宏事務所、薬剤師である参議院議員 神谷政幸事務所、同じく薬剤師である参議院議員 本田顕子事務所といずれも福祉、健康政策に精通する各参議院議員事務所に対して、令和6年度国家予算要望実現に向けて要望。

いずれの事務所においても実現に向けて、厚生労働省ならびに財務省に対して働きかけ、神戸市に協力するとの快諾を頂いた。協力いただいた4事務所については、神戸市東京事務所長にも情報共有し、今後も神戸市の政策実現の為に連携を図るように伝えた。尚、神戸市東京事務所長については今週、フォローの為、4事務所に訪問すること。

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	/ /
------	----------	-------------	-----

(領収書等貼付面)



(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)

<p>(備考)要請・陳情活動者 上皇寛弘 要請・陳情先 参議院議員 山田 宏事務所 (9月4日) 参議院議員 石田昌宏事務所 (9月4日) 参議院議員 神谷政幸事務所 (9月5日) 参議院議員 本田顕子事務所 (9月5日) 期間 令和5年9月4~5日</p>	<p>小計(単位:円) ¥40,320-</p>
--	--

令和5年9月11日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子



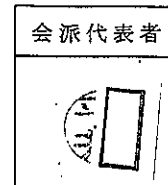
要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名 上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
9・12	衆議院議員 柳本顕 事務所	揮発油税等におけるトリガー条項の発動 停止規定の削除、ガソリン税に消費税が 課税される二重課税の解消等に関する要 望について	要 (15:00頃) ・ <input checked="" type="checkbox"/>
			要 (: 頃) ・ 否
			要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和5年9月12日			備 考
① 議 員 (1 名分)		43,240円	
② 政務調査員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		43,240円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和5年9月20日

会派の名称

自由民主党神戸市議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘

要 請 : 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 要請・陳情活動者氏名
上島寛弘
- 2 要請・陳情先
衆議院議員 柳本顕 事務所
- 3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年9月12日
- 4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,240	円	円 40,080
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,900	円	円 40,320
過 不 足 (不足△)		円 △660	円	円 △240

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。



環境省

衆議院議員

柳本

顕あきら

環境大臣政務官
内閣府大臣政務官

秘書



衆議院議員

柳本

顕あきら

参議院議員 柳本顕事務所を神戸市東京事務所長にも同行を頂いて、揮発油税等におけるトリガー条項の発動停止規定の削除、ガソリン税に消費税が課税される二重課税を解消等に関する要望ならびに令和6年度国家予算要望（港湾局分）に実現に向けて、陳情を実施。ガソリン代金の高騰については深刻に受け止めて下さっており、対策の為に取り組んで下さる旨の回答、また予算要望についても実現に向けて国土交通省等に働きかけて下さる旨の快諾を得た。

令和5年9月14日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子

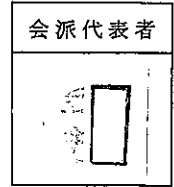
要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て (届 出)

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
9・14	衆議院議員 櫻田義孝事務所	神戸市中央卸売市場西部市場が食肉卸売事業者とともに設立する台湾をターゲットとした神戸食肉輸出コンソーシアムにおける農林水産省の畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金獲得に向けた要望	要(16:30頃)・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和5年9月14日			備 考
① 議 員 (1 名分)		43,480円	
② 政務調査員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		43,480円	
			要請・陳情活動代表者 上島寛弘

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和5年9月20日

会派の名称

自由民主党神戸市議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘 [印]

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

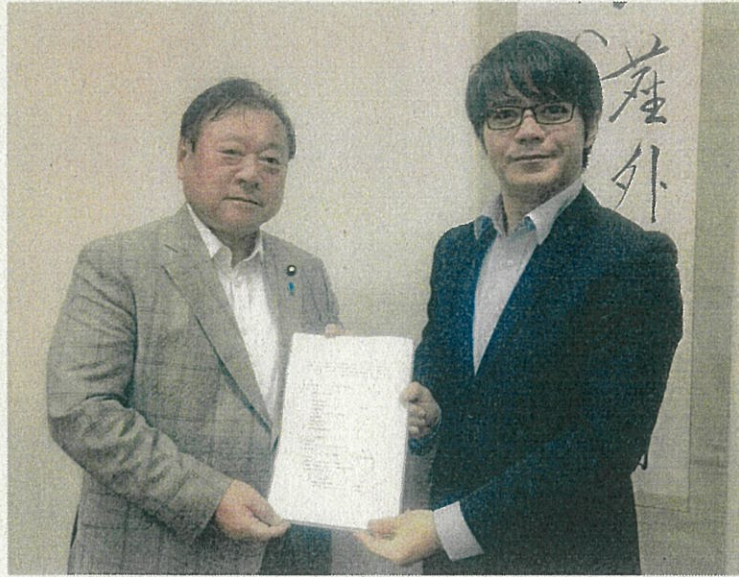
記

- 1 要請・陳情活動者氏名
上島寛弘
- 2 要請・陳情先
衆議院議員 櫻田義孝事務所
- 3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年9月14日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,480	円	円 40,320
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,900	円	円 40,320
過 不 足 (不足△)		円 △420	円	円 0

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式I8に貼付のうえ提出してください。



神戸市中央卸売市場西部市場が食肉卸売事業者、畜産農家、食肉処理施設等とともに神戸食肉輸出コンソーシアムを台湾へのターゲットに設立することを踏まえて、農林水産省の畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金の採択を目指している。本事業は100%国費で賄い、執り行われる予定であり、農林水産省には神戸食肉輸出コンソーシアムについて全面的な協力が必須である。そこで衆議院議員櫻田義孝事務所に参り、櫻田代議士、上野政策担当秘書に協力を依頼。農林水産省に対して働きかけることを快諾。また台湾だけではなくアラブ首長国連邦、イスラエルへの輸出もハラールやコーシャの認証を得た上で行うことも話題に出、協力を確約された。また神戸出身である衆議院議員 杉田水脈代議士の事務所にも協力を得たいとの提案を頂いた。9月19日午前に櫻田事務所 上野政策担当秘書より連絡があり、農林水産省に働きかけた旨の打電。同日午後には同事務所上野政策担当秘書より農林水産省は採択の方向、後日農林水産省よりコンソーシアム側に詳細連絡するとのこと。

コンソーシアム事業への取り組み

神戸市中央卸売市場西部市場では、食肉卸売事業者である神戸中央畜産荷受(株)を中心に畜産農家、食肉処理施設等さらには、輸出事業者を構成員とした「神戸食肉輸出コンソーシアム」を令和5年9月上旬に設立予定である。産地の関連事業者が生産から販売、輸出まで一貫した取り組みをおこなうもので、畜産農家の特色、神戸牛をはじめ黒毛和牛の美しさや魅力を国内外に伝え、販路拡大と神戸のPRにつなげていく。

1. 神戸食肉輸出コンソーシアムの設立、設立総会

(1) 日時

令和5年9月上旬総会

(2) 構成員

(食肉処理施設等)

・神戸中央畜産荷受(株)、(株)ケイ・ピー・シー、西部市場

(畜産農家等)

・みらいファーム(株)、JA全農兵庫

(輸出事業者)

・伊藤バム米久ホールディングス(株)

※アドバイザー

・神戸肉流通促進協議会

2. コンソーシアム事業内容

(1) 実施時期

令和5年9月上旬から令和6年2月末まで

(2) 事業費

17,000千円(全額:畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金)

(3) 事業内容

・台湾における日本産和牛肉フェア開催

・日本産和牛肉を輸入、購買する台湾顧客の日本召喚

・PR動画作成等(動画、チラシ、ポスター等)

3. 近隣でのコンソーシアム結成状況

・京都・・・京都市中央食肉市場コンソーシアム(R3年設立)

・姫路・・・和牛マスター輸出拡大コンソーシアム(R3年設立)

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業

【令和4年度補正予算額 2,218百万円】

<対策のポイント>

2030年の農林水産物・食品輸出目標5兆円の達成に向け、畜産農家・食肉処理施設等・輸出事業者が連携し、生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る体制（コンソーシアム）の取組を更に加速化するため、コンソーシアムの設立、コンソーシアムが実施する商談、プロモーション、輸出先国の求めに応えるための取組に加え、新たなコンソーシアムの育成等を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

事業の目的

1. コンソーシアムの設立・運営支援事業

産地の畜産農家、食肉処理施設等、輸出事業者が連携して輸出促進活動に取り組むコンソーシアムの設立、コンソーシアムが実施する商談、産地の特色を活かしたプロモーション等の取組を支援します。

2. 輸出先国の基準に対応するためのコンソーシアムの取組等支援事業

- ① 動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた取組への支援
生産農場や食肉処理施設における牛への頭絡装着の普及・定着及び米国等向けの食肉処理施設における血斑発生低減に向けた試験的取組や設備の改良、導入を支援します。
- ② 鶏肉のサルモネラ低減に向けた対応への支援
シンガポール等向けの食鳥処理施設や生産農場におけるサルモネラ低減のための取組を支援します。

3. 新たなコンソーシアムの育成支援事業

輸出戦略上のターゲット国・地域への輸出を計画する産地が、本格的な輸出に先駆けて行う、コンソーシアムの設立や具体的な商流の構築等に向けたマーケット調査や試験輸出等の取組を支援します。

4. 市場ニーズに対応するためのコンソーシアムの取組支援事業

輸出先国やマーケットの求める条件下での畜産物の品質保持・流通方法に係る試験・実証の取組を支援します。

<事業の流れ>

定額、1/2以内



定額、1/2以内



都道府県

畜産農家・食肉処理施設等・輸出事業者によるコンソーシアム等

1. コンソーシアムの設立・運営

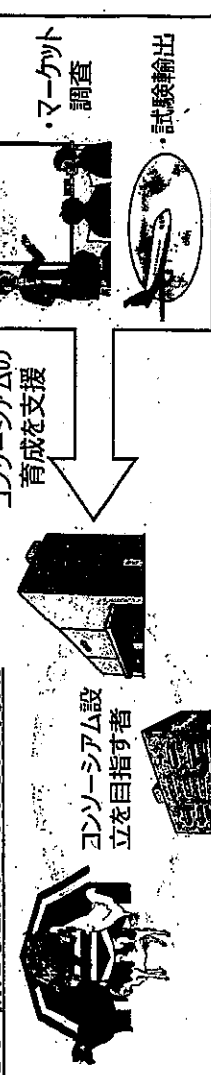


2. 輸出先国の求めに応えるためのコンソーシアムの取組

① 動物福祉対応及び血斑発生低減



3. 新たなコンソーシアムの育成



【お問い合わせ先】 畜産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
牛乳乳製品課 (03-3502-5987)

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	13
<p>(領収書等貼付面)</p> <div data-bbox="497 629 1150 1055" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p style="text-align: center;">Receipt <u>自由民主神戸会議員様</u></p> <p>領収年月日 2023 年 9 月 14 日</p> <p>金額 ¥40,320 (消費税等込み)</p> <p>上記金額確かに領収いたしました。</p> <p>購入商品 J.R乗車券類 J.R-tickets</p> <p>2010749074907</p> <p>新神戸駅 新神戸駅MK33発行 30108-02</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 印 地 神 戸 会 議 員 印 付 じ つ き 大 從 務 署 承 認 済 </div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)</p>			
<p>(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 衆議院議員 櫻田義孝事務所 期間 令和5年9月14日</p>		<p>小計(単位:円) ¥40,320-</p>	

令和5年9月26日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子



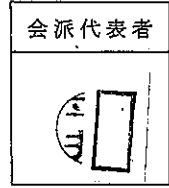
要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
9・27	参議院議員 宮崎雅夫 議員 (元農林水産大臣 政務官)	資源循環「こうべ再生リン」プロジェクトに対する支援としてペレット堆肥流通・下水汚泥資源等の肥料利用促進技術の開発・実証の継続補助について	要 (09:00頃) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要 (: 頃) ・ 否
			要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は			備 考
令和5年9月27日			
① 議 員 (1 名分)		42,340円	
② 政務調査員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		42,340円	
			要請・陳情活動代表者 上島寛弘

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和5年10月5日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上島寛弘

2 要請・陳情先

元農林水産大臣政務官・参議院議員 宮崎雅夫 事務所

3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年9月27日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 42,340	円	円 39,180
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
過 不 足 (不足△)		円 △700	円	円 △700

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 要請・陳情活動結果の概要

元農林水産大臣政務官・参議院議員 宮崎雅夫 事務所に要望。資源循環「こうべ再生リン」プロジェクトに対する支援としてペレット堆肥流通・下水汚泥資源等の肥料利用促進技術の開発・実証の継続補助について添付資料をもって要望を実施した。宮崎議員は元々農林水産官僚を経て、農林水産大臣政務官も務めており、食糧自給率の観点からも自国産肥料の重大性についても認識されている。また本要望時に、下水汚泥の肥料への活用について宮崎議員自身も国会でとりくまれていることを知り、本人も推進の為に尽力されているとのこと。神戸市の事例については大変必要なことであり、今後の推進継続についても協力の旨快諾頂いた。又、こうべ再生リンプロジェクトについて視察も要請し、前向きに検討する旨の感触を得た。

参議院議員 (全国比例)

宮崎 雅夫

参議院議員 宮崎 雅夫

秘書

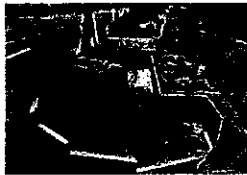
国策事務所
〒100-8502 東京都千代田区水田町二丁目一
番地
TEL 03-6555-0100
FAX 03-6555-1006
E-mail: [redacted]

神戸市下水道事業における資源の有効利用

神戸市の下水処理場は、阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた。災害に強い下水道を目指し、復旧復興の過程で「処理場での再生可能エネルギーの積極的な活用」を推進してきた。下水処理水や下水道施設、下水汚泥を積極的に有効利用し、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいる。

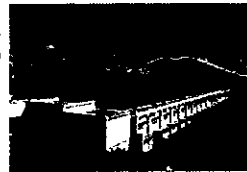
下水処理水の有効利用

- ・ 修景池
- ・ 水力発電
- ・ 再生水



下水道施設の有効利用

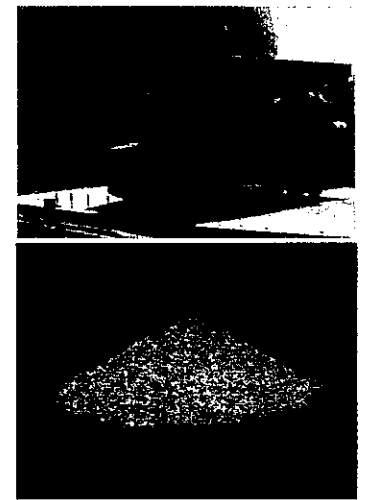
- ・ 太陽光発電
- ・ 温水供給



下水汚泥の有効利用

- ・ 天然ガス車燃料
- ・ 消化ガス発電
- ・ 焼却灰セメント等利用

・ こうべ再生リン

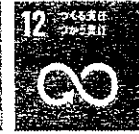


持続可能な社会の実現を目指した下水道事業

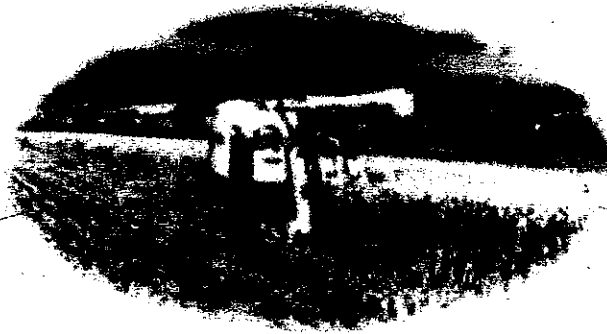
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



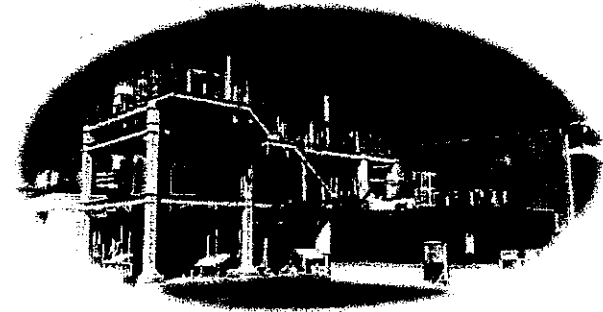
資源循環「こうべ再生リン」プロジェクト



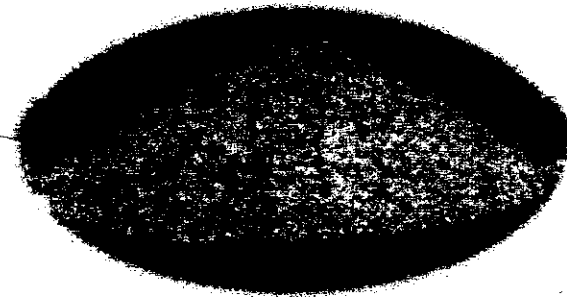
“こうべハーベスト肥料”を
農作物栽培に活用



食物に含まれるリンが
し尿となり下水へ



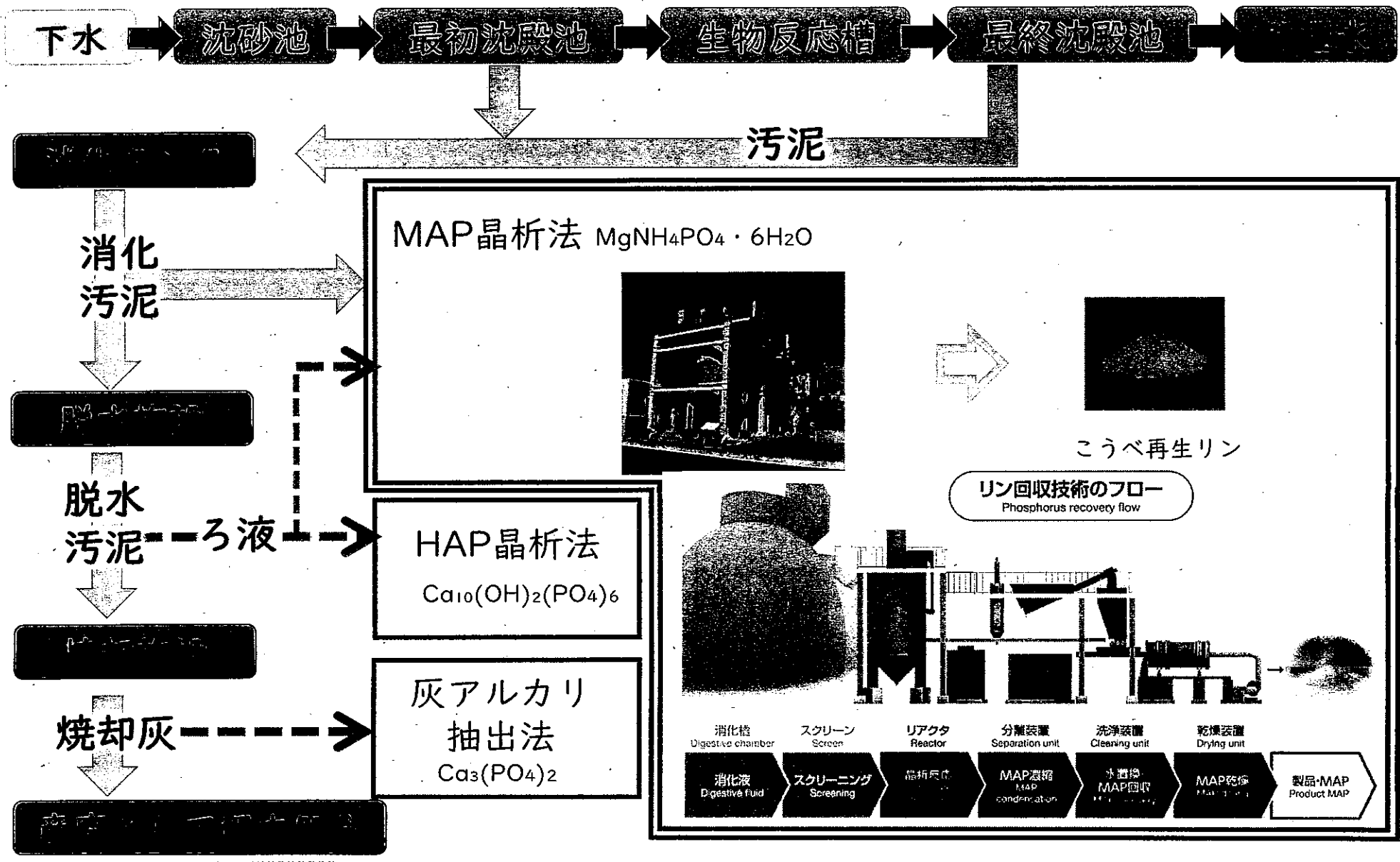
こうべ再生リンと
有機肥料等を配合し、
“こうべハーベスト肥料”を製造



下水の汚泥より
肥料の原料となる
“こうべ再生リン”を回収・販売
(リン酸マグネシウムアンモニウム)



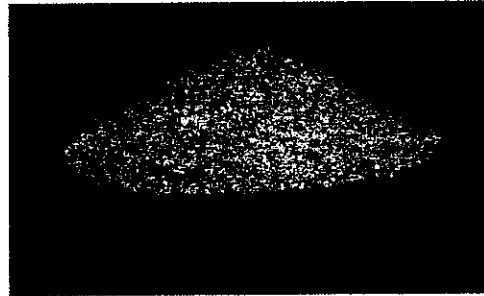
神戸市下水道事業における汚泥の肥料化の推進
 こうべ再生リンの回収フロー





神戸市下水道事業における汚泥肥料化の推進
こうべ再生リン

こうべ再生リン



- ・ こうべハーベスト肥料の原料成分

アンモニア性窒素 4%
リン酸 20%
マグネシウム 11.5%

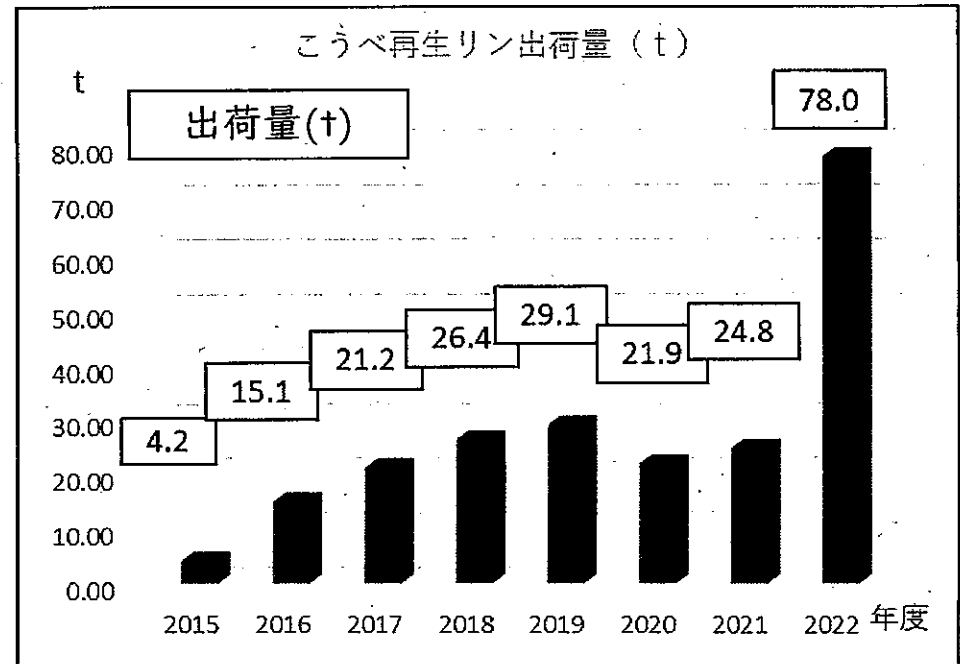
- ・ 肥料としても使用可能
(神戸ワイン用ブドウに試験栽培中)



神戸ワイン用ブドウ



年度	実施事項
2011 (H23)	リン回収研究開始
2012 (H24)	リン回収施設設置 (東灘処理場) (国交省: B-DASH事業)
2014 (H26)	肥料登録 (こうべ再生リン)



こうべ再生リン配合肥料（こうべハーベスト肥料）



2014(H26)	試験栽培
2015(H27)	販売開始

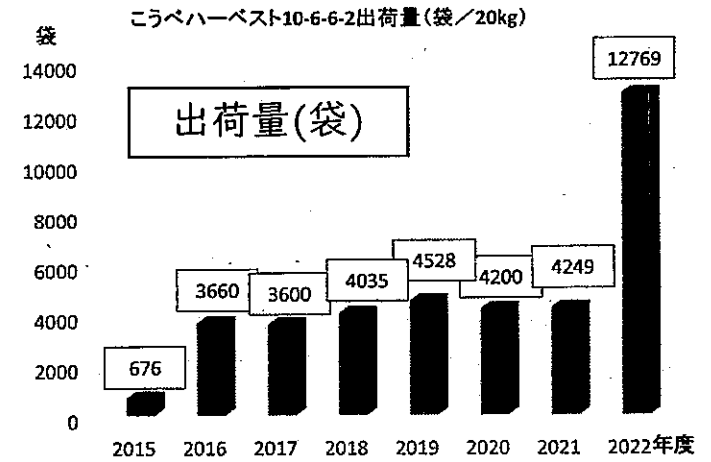


こうべハーベスト10-6-6-2

- ・野菜・花用肥料
- ・こうべ再生リン20%配合
- ・有機肥料50%配合
- ・ブランド野菜に利用可能



神戸ブランド野菜



こうべハーベスト水稲一発型

- ・学校給食米きぬむすめ用肥料
- ・こうべ再生リン15%配合
- ・日本酒用酒米「山田錦」用肥料も2023年度（R5）販売



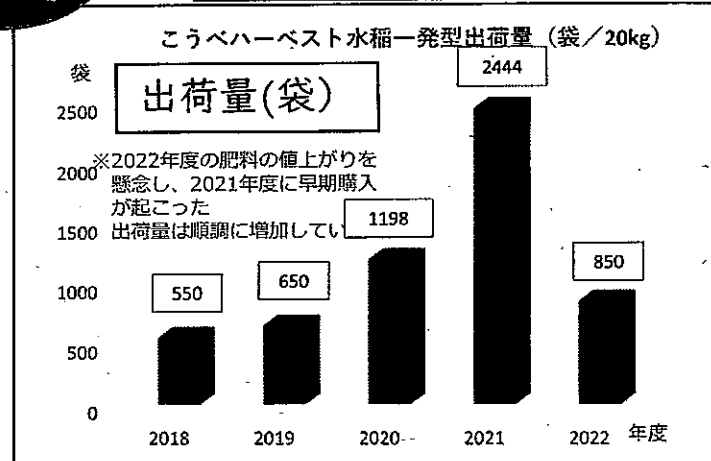
日本酒



学校給食用米「きぬむすめ」

酒米「山田錦」

2016(H28)	試験栽培
2018(H30)	販売開始



「下水汚泥資源の活用促進モデル実証」 の公募について

Ver. 1. 4

令和5年2月17日

農林水産省

ペレット堆肥流通・下水汚泥資源等の肥料利用促進技術の開発・実証

【令和4年度補正予算額 1,000百万円】

<対策のポイント>

外的要因により大きく影響を受ける肥料の海外依存体質を改善し、農業経営の安定や国民への食料安定供給のため、国内の資源を有効活用し肥料利用するための技術開発・実証を推進します。

<事業目標>

国産資源を活用した肥料の生産拡大

<事業の内容>

<事業イメージ>

家畜排せつ物や下水汚泥資源といった国内の資源を有効活用した肥料の生産・利用拡大に向けた技術開発・実証を推進します。

1. ペレット堆肥の広域流通促進モデル実証

家畜排せつ物の偏在による資源の無駄を削減するためのさらなる広域流通や、肥効が高く輸入肥料の代替としての効果が期待できる豚糞・鶏糞を用いたペレット堆肥の高品質化等の実証



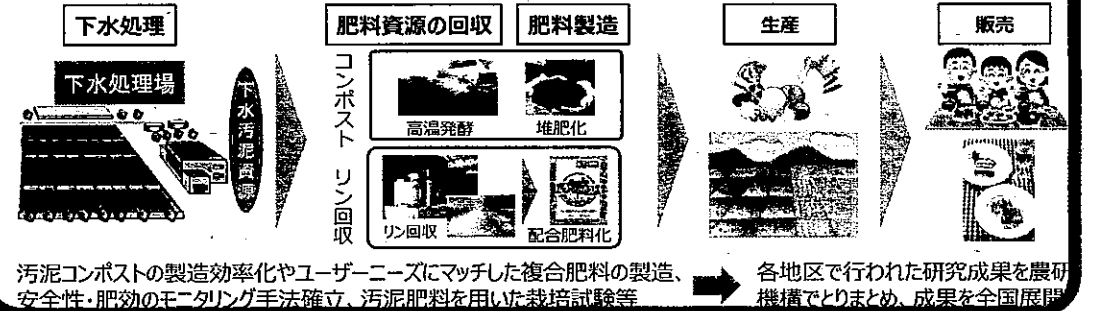
1. ペレット堆肥の広域流通促進モデル実証

地域によって偏在する家畜排せつ物を原料とした堆肥を有効活用するため、ペレット化し広域流通させる取組の実証をモデル的に実施します。

2. 下水汚泥資源の活用促進モデル実証

下水処理施設から排出される汚泥資源を原料としたコンポスト肥料等の活用を促進するため、費用対効果の高い肥料の生産方法の開発やその肥効に係る現地実証等を実施します。

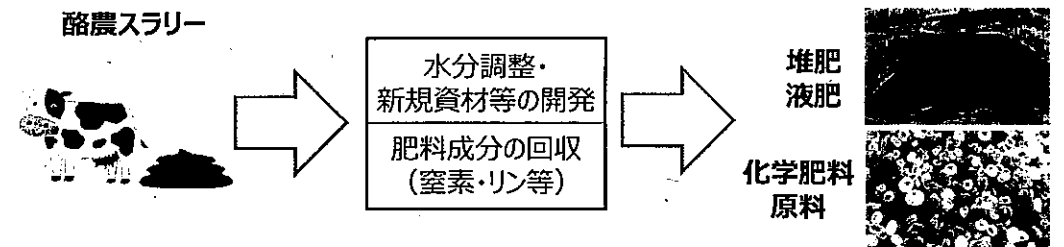
2. 下水汚泥資源の活用促進モデル実証



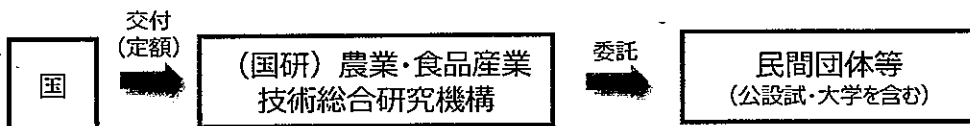
3. 酪農スラリーの高度肥料利用のための技術開発

酪農から排出されるふん尿混合物（スラリー）を肥料等として高度に利用するために、水分調整等の利用技術を開発します。

3. 酪農スラリーの高度肥料利用のための技術開発



<事業の流れ>



「下水汚泥資源の活用促進モデル実証」実証内容

下水処理施設及び農業集落排水施設からの汚泥を原料としたコンポスト肥料等の活用を促進するため、費用対効果の高い肥料の生産方法の開発やその肥効に係る現地実証を公募します。

実証期間

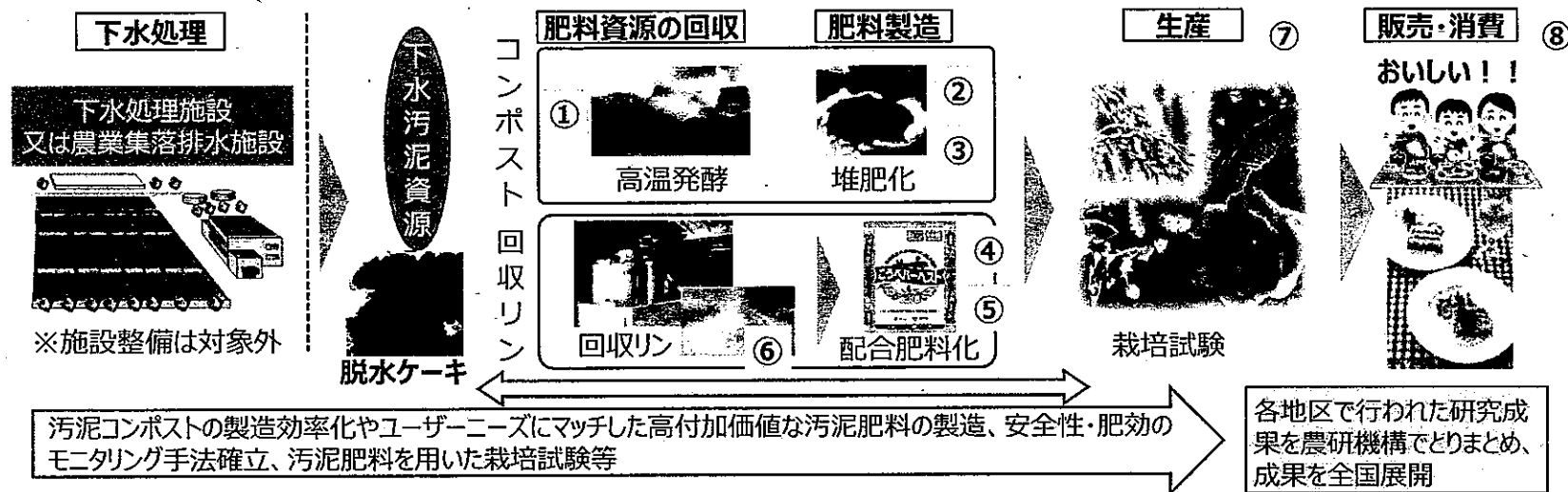
3年間（～令和7年度）
※後年度の予算確保を
確約するものではありません。

上限事業費

コンポスト：3,500万円程度
回収リン：4,500万円程度
(初年度配分額/予定)

採択課題数

コンポスト：3課題程度
回収リン：1課題程度



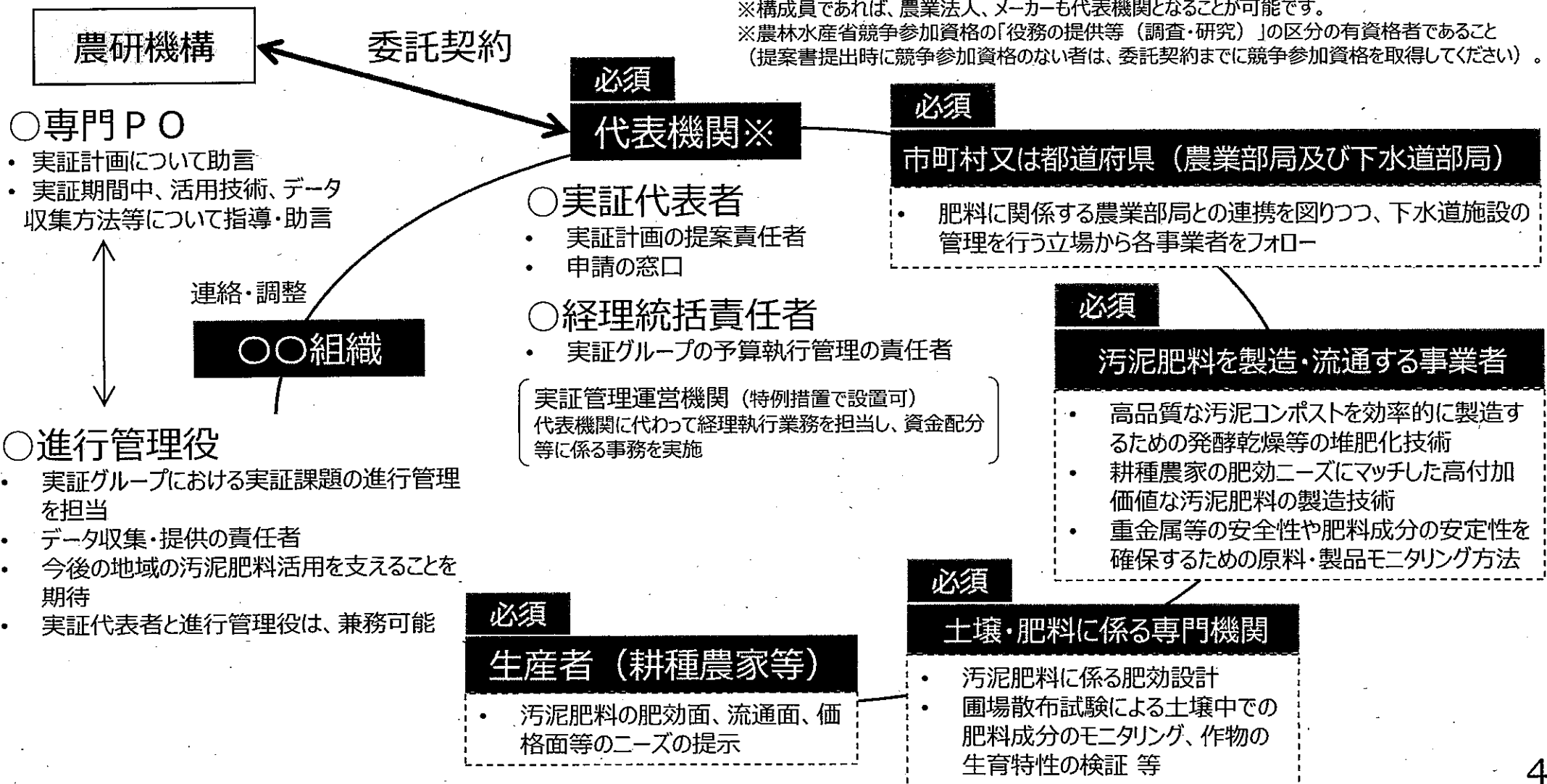
具体的な実証内容 (想定)

- ① 高品質な汚泥コンポストを効率的に製造するための発酵乾燥等の堆肥化技術**
(強制通気システムの導入、地域の有機質資源を活用した水分調整法の確立)
- ② 耕種農家の肥効ニーズにマッチした高品質な汚泥発酵肥料等の製造技術**
(他の有機資材との混合による肥効設計、肥効見える化システムの構築や、混合・製造方法の効率化)
- ③ 生産現場での散布特性・作業性を向上するためのペレット化技術**
(適切な増粒剤の選定、製造規模に相応した低コストなペレット化技術の確立)
- ④ 回収リンの肥料としての特性を向上するための理化学性の改変技術**
- ⑤ 耕種農家の肥効ニーズにマッチした配合肥料等の製造技術**
- ⑥ 汚泥を原料とする肥料の登録・製造時に必要となる重金属等のサンプリング検査の検査項目・頻度等の設定に必要な各種データ取得・分析**
(適切なサンプリングの対象・頻度、成分測定方法等の検証)
- ⑦ ①～⑤により製造した肥料等を活用した各種農作物の栽培体系の構築**
(農産物の生育・品質(重金属モニタリングを含む)を踏まえた適切な施用方法の検証、ペレット化による散布作業の効率化や化学肥料代替効果の検証)
- ⑧ 汚泥を原料とした肥料を活用した農産物等の需要拡大・付加価値向上に向けたマーケティング方法の構築**
(商品の試作・テスト販売、流通・消費者とのマッチング・各種調査)

実証グループの構成と役割 ●下水汚泥資源の活用●促進モデル実証

● 実証グループは、コンソーシアムを設立し、実証代表者や進行管理役等を選定し、構成員の役割分担を明確にして、実証課題を進行します。

※法人格を有すること。
 ※構成員であれば、農業法人、メーカーも代表機関となることが可能です。
 ※農林水産省競争参加資格の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること
 （提案書提出時に競争参加資格のない者は、委託契約までに競争参加資格を取得してください）。



対象経費 (1)

	人件費	本事業に直接従事する実証代表者、構成員、臨時に雇用する者等の給与、諸手当、法定福利費		
	謝金	外部有識者に対する会議等出席謝金及び講演、実証の協力等に対する謝金		
	旅費	国内出張や外国出張、外部有識者招へいに係る経費		
	機械・備品費	本事業の実証課題で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が10万円以上の物品。		
直接経費	本事業に係る実証課題の遂行及び成果の取りまとめ、国民との科学・技術対話及び本事業成果の普及支援に直接必要とする経費	消耗品費	本事業に使用し、機械・備品に該当しない物品	
		印刷製本費	報告書、資料等の印刷、製本に係る経費	
		借料及び損料	本事業の遂行上必要な物品等の借料及び損料 (※)	
		光熱水費	本事業に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道料 (※)	
		試験研究費	燃料費	本事業に使用する研究施設等の燃料 (灯油、重油等) 費 (※)
			会議費	本事業の委員会等や現地検討会等の開催に係る会場借料等の経費
			賃金	本事業に従事する実証補助者等 (アルバイト、パート) に係る賃金、諸手当、法定福利費
			雑役務費	物品の加工・試作、単純な分析等の外注費、肥料等の運搬に係る経費等
		一般管理費	試験研究費の15%以内	
		消費税等相当額	直接経費、一般管理費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の10%	

(※) 本事業の推進に直接必要であることが、経理的に明確に区分できるものに限りです。

対象経費（2）

- 新技術の検証に必要な経費（例：乾燥工程等の効率化技術）、堆肥運搬経費等は対象となります（材料費、リース費、運搬経費、会議費等のソフト経費が対象となります）。
- 施設／インフラ関連は対象となりません（例：ペレット堆肥製造施設、畜舎、農道・ほ場整備等、下水処理場施設やコンポスト施設の整備等）。
- 機械／備品類は、まだ一般に普及していない新技術は対象となります。その他については、研究の一環で改良を行う場合を除き、対象となりません（＝市販品の単純な購入・使用は非対象となります）。
- トラクタ(本機)やアタッチメント(ブロードキャスト等)も、一般的に生産者が保有しておくべきものであり、対象となりません（スマート農業実証と同様です）。ただし、リースは対象となります。

収集が必要なデータ

提出を必須とするデータ項目（公募要領 別紙 2 記載）

汚泥肥料の製造に係るデータ

- ・製造施設の名称及び所在地
- ・汚泥肥料の年間製造量
- ・汚泥肥料の製造コスト
- ・肥効設計（製造する種類毎）
- ・肥料成分の安定性に係るデータ

汚泥肥料の流通に係るデータ

- ・肥料の販売価格
- ・出荷先及び出荷量
- ・各出荷先までの輸送方法及び輸送コスト

汚泥肥料の安全性に係るデータ

- ・重金属等のモニタリング結果
- ・その他リスク項目のモニタリング結果

採択までのスケジュール

令和5年2月3日

公募開始
農研機構のホームページにおいて公募
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で受付
e-Radの登録手続きに**2週間程度を要する場合があります**のでご注意ください。

公募開始日にホームページで公募説明資料を掲載いたします。

令和5年3月13日
正午まで

公募受付締切
※切直前はe-Radがつながりにくくなります

3月下旬

書類審査、応募者への質問
必要に応じて電子メールにて質問事項を送信いたします。
質問の回答内容を含め、審査いたしますので、
外部からの電子メールが受信できるよう、セキュリティ設定にご注意ください。

4月中旬

採択結果公表
(その後4月から、R7年度末までの3カ年事業として実証)

**公募関係のお知らせは、
農研機構のHPで発表します**

<https://www.naro.go.jp/smart-nogyo/info/news/index.html>



「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」による応募について（1） 概要

（公募要領 別紙3記載）

応募する際には、公募要領に従い、提案書を日本語で作成してください。作成した提案書は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で受け付けます。

提案書は郵送や直接の持ち込み、メール等では一切受け付けません。

○e-Radの使用にあたっては、事前に「研究機関の登録」及び「研究者の登録」（個人の場合は「研究者の登録」だけ）が必要となります。登録手続きに2週間程度を要する場合がありますので、余裕をもって手続きを行ってください。

○応募締切期限直前は、応募が殺到し、e-Radシステムがつながりにくくなる可能性がありますので、余裕をもって、応募書類のe-Radへの応募登録を行ってください（※）。

※応募段階では、少なくとも、申請者がe-Radの登録を済ませておく必要があります。申請者以外で、応募までにe-Rad登録が間に合わなかった場合は、委託契約締結までに登録を済ませてください。

◆情報提供サイト：e-Radポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）

◆e-Radの操作方法に関する問い合わせ先：

e-Radヘルプデスク

TEL：0570-057-060

03-6631-0622（直通）

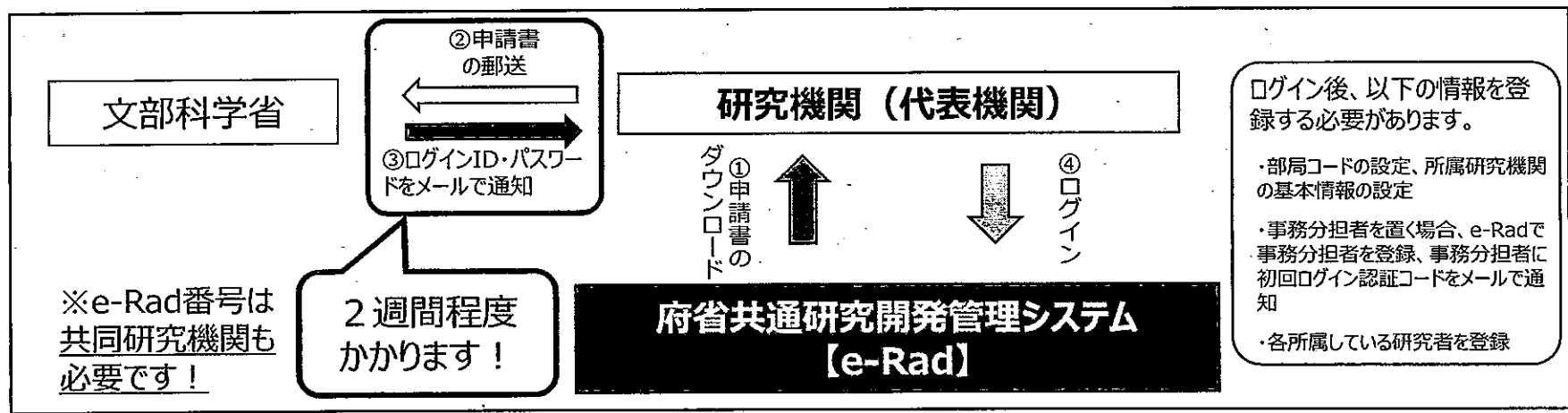
受付時間 9:00～18:00

※土曜日、日曜日、国民の祝日を除く

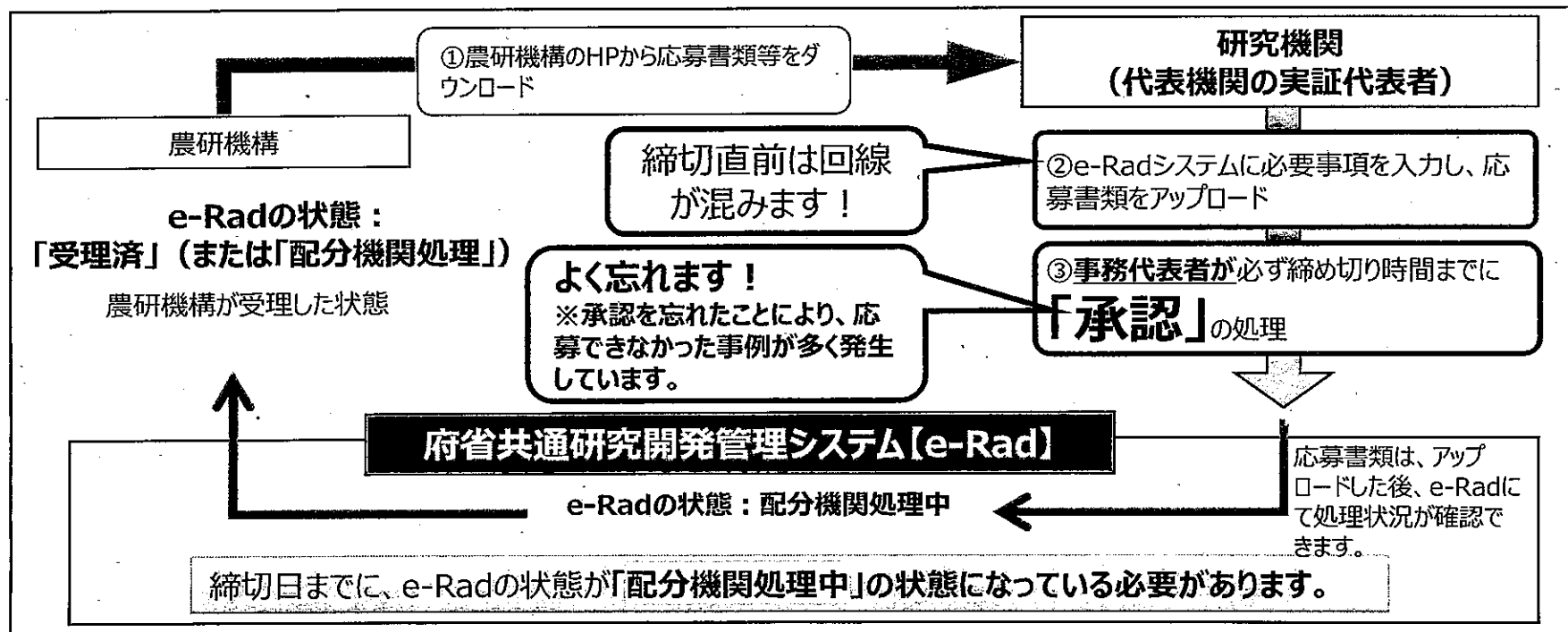


「府省共通研究開発管理システム●e-Rad)」による応募に●いて（2） 手順

○研究機関の登録申請手続き（応募までの事前準備）



○提案書の応募手続き



Q & A (1)

【事業内容】

Q1 国土交通省の「下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）」との違いは何ですか。

Q2 使用する汚泥は、下水処理施設の他に農業集落排水施設も対象となりますか。

Q3 「リン回収」に係る取組として、MAP法等の化学的手法によるもののほか、還元溶融法等他の方法によるものも対象となりますか。

Q4 「耕種農家の肥効ニーズにマッチした高品質な汚泥発酵肥料等の製造技術」とは、具体的にどのようなことを指しますか。

Q5 生産者の圃場等において汚泥肥料等の散布試験を実施する場合、どのようなデータを提出する必要がありますか。

Q6 試験散布を行う場合、肥料の品質の確保等に関する法律（肥料法）に基づく肥料登録は必要ですか。

Q7 栽培体系の構築に係る実証が必須となっていますが、汚泥肥料の散布試験は生産者の圃場で実施する必要がありますか。

Q8 試験的に製造した汚泥肥料（未登録）を栽培試験に供する場合、生産者から肥料代を徴収する必要がありますか。

Q9 市町村（農業部局と下水道部局の両方）、土壌・肥料関係専門機関（農業関係の大学、研究機関等）が必須となっている理由は何ですか。

Q10 生産者の参画に関して、JAの生産部会等の農業団体でも良いですか。

Q11 土壌・肥料に係る専門機関とは具体的にどのような機関を指しますか。

Q&A (2)

【事業費等】

Q12 委託研究経費に上限はありますか。

Q13 どのような費用が事業費の対象となりますか。

Q14 機械・備品費の対象となるものは具体的に何ですか。

Q15 機械・備品費について、市販品の購入経費は事業の対象となりますか。

Q16 下水処理や汚泥の脱水、リン抽出、堆肥発酵施設などの施設整備に係る費用は対象となりますか。

Q17 汚泥コンポスト等のペレット化を実証する場合、ペレット造粒機の購入にかかる費用は対象となりますか。

Q18 試験的に製造した汚泥肥料（未登録）を生産者の圃場で栽培試験に供する場合、販売できない生産物の買取費用を計上することができますか。

Q19 農家が受け取った委託費に税金は掛かりますか。

Q20 事業費による資産取得において圧縮記帳することは可能ですか。

Q&A (3)

【応募・審査】

Q21 どのような観点で審査を行うのですか。

Q22 公募要領17において、研究インテグリティを自律的に確保することが重要とされていますが、具体的にどのようなことを行うことが求められますか。

Q23 下水処理施設・農業集落排水施設を対象としていますが、審査にあたっては区分が設けられるのですか。

Q24 e-Radにおいて応募する際に、提出が必要な書類は何ですか。

Q25 e-Radによる申請がきちんとできているか心配です。

【2月8日追加】

Q26 原料・製品のモニタリング方法の実証は、何のために行うのですか。

Q27 モニタリング項目としてどのようなものを挙げたらよいですか。

【2月14日追加】

Q28 本事業で対象となる汚泥の種類等の範囲を教えてください。

【事業内容】

Q1 国土交通省の「下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）」との違いは何ですか。

A1 国土交通省の「下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）」は、下水処理施設において行われる汚水・汚泥の処理や肥料成分の抽出等の技術開発に取り組む一方、本事業は下水処理施設で発生した汚泥やその抽出分等の肥料化や生産現場での利活用に関する技術開発・実証に取り組みます。

Q2 使用する汚泥は、下水処理施設の他に農業集落排水施設も対象となりますか。

A2 農業集落排水施設についても対象となります。

Q3 「リン回収」に係る取組として、MAP法等の化学的手法によるもののほか、還元溶融法等他の方法によるものも対象となりますか。

A3 本実証では回収したリンの肥料利用促進を目的としており、リン回収方法としては、肥料登録の実績のある方法を想定しています。したがって、MAP法、HAP法、灰アルカリ抽出法、還元溶融法等で回収したリン資源を肥料化する取組は対象となります。一般に普及していない新技術によるものも対象となる可能性がありますので、ご相談ください。

Q4 「耕種農家の肥効ニーズにマッチした高品質な汚泥発酵肥料等の製造技術」とは、具体的にどのようなことを指しますか。

A4 ①作付品目ごとの各肥料成分の要求量を踏まえ、他の有機資材との混合によって適切な肥効特性が得られる混合方法の検討、②汚泥や混合する有機資材の成分や土壌中での溶出特性を踏まえて肥効を見える化(数値化)するシステムの構築、③混合・製造方法の効率化等に係る実証を想定しています。

Q5 生産者の圃場等において汚泥肥料等の散布試験を実施する場合、どのようなデータを提出する必要がありますか。

A5 今回の実証で想定している生産者の圃場等における汚泥肥料等の散布試験は、

- ① 製造した汚泥肥料等について、耕種農家のニーズに対応した肥効特性が得られているかや、生育・収量・品質等を検証し、
- ② 散布に要する投下労増時間を測定する など、

耕種農家が汚泥肥料等を導入する場合の費用対効果を検証するなどの目的によるものを想定しています。

このため、令和元年度から実施している「スマート農業実証プロジェクト」のように、実証に参加する生産者における全ての作業工程ごとの投下労働時間や経費等についてまで収集・提出する必要はありません。上記①②の実証目的に照らし、作物生育・収量等のデータや、肥料散布に要する投下労働時間、必要経費等に絞ってデータを提出していただくことで差し支えありません。

Q6 試験散布を行う場合、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録は必要ですか。

A6 「肥料の品質の確保等に関する法律」(肥料法)では、流通する肥料の品質確保等を目的として肥料登録制度を設けておりますが、「肥料として使用するが、肥料の効果などを確認するために試験場で使用し、収穫した農産物を消費者が食べることはない」場合は、法律を適用する必要性がないとされており、肥料登録は必要ありません。

しかしながら、汚泥肥料で栽培した農産物のマーケティング方法の構築等のため、試験散布で栽培した作物をテスト販売する等の場合やその他家畜の餌として使用する場合などは、上記に該当しないことから、事前にご相談ください。

Q7 栽培体系の構築に係る実証が必須となっていますが、汚泥肥料の散布試験は生産者の圃場で実施する必要がありますか。

A7 汚泥資源を活用した肥料の製造の効率化や高付加価値化等とともに、それらが実際に生産者（産地）に活用されるようにすることから、栽培体系の構築に係る実証を必須としています。

この場合、生産者の圃場に限らず、公設試験研究機関や大学等の圃場、JA等の農業関係団体が設置する試験ほや展示ほでの実施も可能です。

Q8 試験的に製造した汚泥肥料（未登録）を栽培試験に供する場合、生産者から肥料代を徴収する必要がありますか。

A8 試験的に製造した汚泥肥料（未登録）を栽培試験に供する場合、その生産物を流通・販売することはできないため、栽培試験に協力する生産者から肥料代を徴収する必要はありません。

Q9 市町村（農業部局と下水道局の両方）、土壌・肥料関係専門機関（農業関係の大学、試験研究機関等）が必須となっている理由は何ですか。

A9 本事業は、汚泥資源を有効活用した肥料の生産・利用拡大に向け、肥料製造の効率化や農業者のニーズにマッチした肥料製造技術等に加え、製造した肥料を用いた栽培試験、栽培した農作物のマーケティングに至るまでの実証を行います。

このため、市町村については、下水処理施設を所管する下水道局と肥料対策等の農業政策を所管する農業部局の両方を必須としているほか、土壌・肥料に関する化学分析や各種栽培試験等のノウハウを有する専門機関（農業関係の大学・試験研究機関等）の参加も必須としています。

Q10 生産者の参画に関して、JAの生産部会等の農業団体でも良いですか。

A10 今回の実証においては、下水汚泥資源の活用促進にあたり、汚泥肥料を活用する耕種農家（産地）における作付品目・品種等の栽培上の特性を踏まえ、その肥効面、流通面、価格面等のニーズを、汚泥肥料を製造・流通する事業者にも明確に提示できるよう、生産者の参画を必須としております。

このような観点から、生産者については、個別の耕種農家・法人のほか、これらに代わって、耕種産地に係るJAの生産部会等が組織単位で参画することも認められます。

Q11 土壌・肥料に係る専門機関とは具体的にどのような機関を指しますか。

A11 土壌・肥料に関する化学分析や各種栽培試験等のノウハウを有する試験研究機関や大学のほか、肥料メーカー等の民間事業者についても、これらのノウハウを有する場合には専門機関とみなすことができます。

【事業費等】

Q12 委託研究経費に上限はありますか。

A12 公募要領等において、それぞれの実証課題ごとに上限額は定めていませんが、概ね以下の金額を想定しています。

コンポスト肥料に係る実証（実証課題ア）：35百万円程度※×3地区

回収リンに係る実証（実証課題イ）：45百万円程度※

※ いずれも初年度分の経費です。

2年目以降は上記と同程度、もしくはそれを下回る金額での実証を想定しています。

Q13 どのような費用が事業費の対象となりますか。

A13 スマート農業実証プロジェクトと同様に、人件費や旅費、謝金、機械・備品費、試験研究費（消耗品費、借料、雑役 務費等）等が事業費の対象となります。

例えば、発酵乾燥工程の効率化のための新技術として強制通気システムを導入・実証する場合、当該機器の購入経費のほか、当該工程により試験製造する汚泥コンポストの製造経費、各種計測機器等のリース費、データ取得・分析のための人件費、実証の進行管理に必要な会議費等のソフト経費も対象となります。

なお、汚泥肥料の製造経費（材料費、光熱水費、人件費等）については、新たな汚泥肥料の製造方法に係る実証や、それによる栽培試験に供するもの（生産者に無償提供する場合に限る）について対象となります。

Q14 機械・備品費の対象となるものは具体的に何ですか。

A14 機械・備品とは、本事業の実証課題で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が10万円以上の物品とします。

ただし、下水処理に係る施設、堆肥製造施設等の施設整備に係る費用、農道・圃場等のインフラ整備に係る費用は計上できません。

今回の実証では、汚泥資源を活用した肥料の製造・利用の拡大に資する新技術の実証を対象としていますので、既に一般に普及している機械・備品を単に導入・利用することは、原則として認められません。

また、汚泥肥料を利用する生産者の圃場等において、汚泥肥料の肥効特性を検証する取組等も対象となりますが、その場合に必要となるトラクタ（本機）やアタッチメント（ブロードキャスト等）についても、一般的に生産者が保有しておくべきものであるため、購入の対象にはなりません。また、リースする場合の費用は対象となります。また、パソコン、スマートフォン等の汎用性の高い事務機器の購入も原則として対象なりません。

機械・備品費は、実証期間（3年間）に導入効果の検証に必要なデータが取得できるよう原則、1年目・2年目に計上してください。また、計上していない機械・備品の購入は、原則、認められません。実証3年目にやむを得ず機械・備品の導入が必要な場合には、その理由を明記してください。

Q15 機械・備品費について、市販品の購入経費は事業の対象となりますか。

A15 まだ一般に普及していない新技術の導入・実証に伴うものを対象としているため、一般に普及している市販品の農業機械・作業機械等の購入は原則対象となりません。ただし、実証に必要なデータ取得・制御のためのセンサー・計測機器、ロガー等に関しては、リース等による調達と比べ、購入する方が安価な場合は、市販品であっても購入することが可能です。

なお、新技術の導入・実証のため、市販品の農業機械・作業機械等をベースとして、大幅な改良・製作を施す等といったケースについては、ベース機(市販品)の購入費用も含めて認められる場合もありますので、個別にご相談ください。

Q16 下水処理や汚泥の脱水、リン抽出、堆肥発酵施設などの施設整備に係る費用は対象となりますか。

A16 下水処理や汚泥の脱水、リン抽出については、「下水道革新的技術実証事業 (B-DASHプロジェクト)」等を所管する国土交通省にご相談ください。(本実証事業では対象としていません。)

また、堆肥発酵施設そのものについては、新技術とはいえず、また、施設整備に該当しますので、本実証事業では対象としていませんが、発酵乾燥工程等を高度化・効率化するため、既設の堆肥発酵施設に強制通気システムを付加したり、発酵乾燥環境を管理・制御するために各種計器類を設置することは、機械・備品費により対応することが可能です。

Q17 汚泥コンポスト等のペレット化を実証する場合、ペレット造粒機の購入にかかる費用は対象となりますか。

A17 実践的な事業化を目的としてペレット造粒機を導入する場合は対象とはなりません。

なお、本実証事業では、汚泥コンポスト等のペレット化による散布特性の改善効果を検証するため、ペレットを試験的に製造できる規模の簡易なペレタイザーであれば、対象となります。なお、事業化を目的としたペレット造粒機を導入したい場合は、他の事業で導入することが可能な場合があるので、相談ください。

Q18 試験的に製造した汚泥肥料（未登録）を生産者の圃場で栽培試験に供する場合、販売できない生産物の買取費用を計上することができますか。

A18 買取費用は計上できないため、栽培試験のための圃場借料として計上してください。

Q19 農家が受け取った委託費に税金は掛かりますか。

A19 個人農家の場合は所得税、法人の場合は法人税の対象となります。

特に、委託費で固定資産を購入する場合と、消費的経費（人件費、消耗品費等）に充てる場合とで所得税、法人税の扱いが異なります（固定資産を購入する場合には納税額が相対的に高くなります）ので、詳しくは地域の税務署に御相談ください。

Q20 事業費による資産取得において圧縮記帳することは可能ですか。

A20 本事業の研究費は補助金ではなく委託費のため、圧縮記帳はできません。

Q&A (11)

【応募・審査】

Q21 どのような観点で審査を行うのですか。

A21 下水汚泥を活用した肥料等の製造・流通の効率化や高付加価値化、生産現場における肥料コスト低減や付加価値向上等の効果がより大きく、かつ、本事業により実証する技術を適用する肥料等の製造・流通量がより大規模な提案を重視します。

また、採択に当たっては、「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会」により整理された論点のうち「課題の解決に向けた取組の方向性※」に即した取組のほか、我が国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現させるための新たな戦略である「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）の期待する効果への貢献やコンソーシアムへの「みどりの食料システム法」においての計画認定者の参画など農業政策上の重要課題の解決に効果的につながるかどうかを考慮します。

このほか、実証内容・規模に対し、事業費の計上額が適切であり、費用対効果が高い提案となっているかについても考慮します。

Q22 公募要領17において、研究インテグリティを自律的に確保することが重要とされていますが、具体的にどのようなことを行うことが求められますか。

A22 具体的には、

- 研究者が、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識した上で、特に国際的な連携を行う際には、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たしていくことの重要性とともに、所属機関及び研究資金配分機関等に対して必要な情報の適切な報告・申告（当該情報が更新された場合における報告・申告を含む。）や
- 大学、研究機関等が、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報（職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方）の報告・更新を受けるとともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ、関係の規程及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメント

を行ってください。

Q23 下水処理施設と農業集落排水施設を対象としていますが、それぞれ採択予定件数は定められていますか。

A23 それぞれの施設ごとに特段の区分を設けず、A21(先述)に示す観点から審査を行い、予算の範囲内で採択する考えです。

Q24 e-Radにおいて応募する際に、提出が必要な書類は何ですか。

A24 応募の際に提出していただく書類は、「実証課題提案書」及び「データマネジメント企画書」になります。「AI・データ契約GLチェックリスト」につきましては、応募の際にご提出いただく必要はありませんが、実績報告の際に提出していただき、確認をさせていただきます。

なお、e-Radにアップロードできるファイルの最大容量は10MBとなりますので、ご注意ください。

Q25 e-Radによる申請がきちんとできているか心配です。

A25 よくある事例からは、e-Radにおいて応募書類のアップロードをした後、事務代表者に締め切り時間までに「承認」の処理をしていただく必要があります。

また、承認の処理後、e-Radの状態が「配分機関処理中」の状態になっているか、ご確認ください。

応募の締切りに遅れた場合は受け付けませんので、十分ご注意下さい。また、e-Radを使用しない方法（郵送、持参、ファクシミリ及び電子メール等）による応募書類の提出は受け付けません。

【2月8日追加】

Q26 原料・製品のモニタリング方法の実証は、何のために行うのですか。

A26 耕種農家の肥効ニーズにマッチした高品質な汚泥肥料の製造等に関して、肥効成分の測定方法等に係る検証や、重金属等の安定化を目指した管理手法に係る検証などに必要なデータを収集するため行います。

Q27 モニタリング項目としてどのようなものを挙げたらよいですか。

A27 実証の内容に応じ、主要な肥効成分、微量元素、有害成分、含水率、植物の生育に係る物質等を設定してください。

なお、公定規格において「含有が許される有害成分の最大量」が定められているとともに、汚泥肥料生産者が重金属等の含有量を把握するための手順書「汚泥肥料中の重金属管理手引書※」も策定されていますので、参考としてください。

※ 汚泥肥料中の重金属管理手引書について：農林水産省 (maff.go.jp)

※ 農林水産省消費安全技術センター(FAMIC)において、汚泥肥料の品質管理に係る講習等も実施していますので、以下のホームページもご参考としてください。

汚泥肥料の品質管理 - 独立行政法人農林水産消費安全技術センター (FAMIC)

【2月14日追加】

Q28 本事業で対象となる汚泥の種類等の範囲を教えてください。

A28 汚泥とは、一般に、下水処理施設等の汚水処理や、食品工場等での排水処理等の過程で生じる排水中の沈殿物を凝集・処理した泥状の物です。

本実証事業では、その肥料利用が十分に進んでいない

①下水処理施設 又は ②農業集落排水施設 から排出される汚泥を活用する取組を必須とします（公募要領2 公募対象）。

上記①②の汚泥の活用を前提とし、これら以外の施設から排出される汚泥（し尿処理施設から排出される汚泥、工場から排出される汚泥等）や、食品残渣、植物残渣、家畜排せつ物等動植物質由来の有機物を副原料として活用する取組についても、対象となります。

【問合せ先】

○ 事業内容について

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課

スマート農業実証プロジェクト推進チーム

TEL:03-3502-7437

E-mail: smart_agri@maff.go.jp

○ 応募手続等について

農研機構 スマート農業事業推進室

E-mail: R5-Teishutsu@naro.affrc.go.jp

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現



ゼロエミッション
持続的発展

革新的技術・生産体系の
速やかな社会実装

革新的技術・生産体系
を順次開発

開発されつつある
技術の社会実装

取
組
技
術

2020年 2030年 2040年 2050年

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、

今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※ 革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。

地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活
地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して
暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

参考

みどへの食料システム（具体的な取組）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

調達

1. 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

～期待される取組・技術～

- 地産地消型エネルギーシステムの構築
- 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- 新たなタンパク資源（昆虫等）の利活用拡大等

・持続可能な農山漁村の創造
 ・サプライチェーン全体を貫く基盤技術の確立と連携（人材育成、未来技術投資）
 ・森林・木材のフル活用によるCO2吸収と固定の最大化

- ✓ 雇用の増大
- ✓ 地域所得の向上
- ✓ 豊かな食生活の実現

4. 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

～期待される取組・技術～

- 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進

等

2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2) 機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～

- スマート技術によるピンポイント農薬散布、次世代総合的病害虫管理、土壌・生育データに基づく施肥管理
- 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
- バイオ炭の農地投入技術
- エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- 海藻類によるCO2固定化（ブルーカーボン）の推進等

3. ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- (2) データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- (3) 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

～期待される取組・技術～

- 電子タグ（RFID）等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
- 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列

等

【研究者、大学・研究機関等、FAの対応の方向性】

【政府の対応の方向性】

研究者が守るべき規範

- 研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識
- 自らの研究活動の透明性の確保、説明責任の必要性を理解
- 利益・責務相反、技術・情報流出の危険性と防止の重要性を認識

- 内閣府・文科省でチェックリスト雛形を作成・配布
- 説明会やセミナーの開催を通じた理解醸成
- 各大学や研究機関における研修の強化

大学や研究機関等としての対応

- 人事・リスク管理のためのマネジメントを強化
 - ・職歴・研究経歴
 - ・兼業を含む全ての所属組織と役職 (海外の人材登用プログラムへの参加、名誉教授等含む)
 - ・海外を含む外部機関から供与された全ての資金や資金以外の支援
 - ・自身が関与する全ての共同研究等の相手方や参画者の情報

大学や研究機関における規程や組織の整備
(文科省から各機関への周知・連絡を予定)

公的研究資金を配分する場合のFAとしての対応

- 申請時に下記情報の提出を求める
 - ・職歴・研究経歴
 - ・兼業を含む全ての所属組織と役職 (海外の人材登用プログラムへの参加、名誉教授等含む)
 - ・エフォート管理に関わる、海外を含む外部機関から供与された全ての資金の受入れ状況 ※資金以外の支援の申告についても今後検討
 - ・当該申請課題に関与する分担者・協力者に関する情報
- 申請時にその他情報の所属組織への報告について誓約を求める
(例：資金以外の支援の受入れ状況、当該申請課題に関与する研究者が別に行っている共同研究等の相手方や参画者の情報)

- 関係府省連絡会申合せにより、競争的資金に関するガイドライン等を改定
- 各FAにて公募要項や申請書類を改定
- 虚偽申告に対しては、公表、不採択・採択取消し、研究費返還、最長5年間の応募制限等を課す

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	14
------	----------	-------------	----

(領収書等貼付面)



(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)

(備考) 要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 参議院議員 宮崎雅夫 事務所 期間 令和5年9月27日	小計(単位:円) ¥39,880-
---	----------------------

令和5年10月30日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子



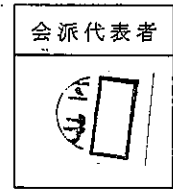
要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名 上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
10・30	スターラックス航空 空閑西空港支店	神戸空港への就航誘致について	要(10:00頃)・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和5年10月30日			備 考
① 議 員 (1 名分)		6,940円	
② 政務調査員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		6,940円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和5年12月13日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 要請・陳情活動者氏名
上島寛弘
- 2 要請・陳情先
スターラックス航空関西空港支店
- 3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年10月30日
- 4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空 賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	6,940 円	円	1,200 円
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	3,080 円	円	0 円
過 不 足 (不足△)		3,860 円	円	1,200 円

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。



スターラックス航空関西空港支店を訪問。同社の□支店長、□空港レプレゼンタティブと面談し、2025年の神戸空港の国際化に向けて同社の神戸-台湾線の就航を要望。要望においては超党派で取り組み、日本維新の会神戸市会議員団 外海開三議員と共に実施。□支店長からは同社の方針や関西線の現状についての情報共有も頂くとともに、当方より神戸空港の現状、魅力について情報共有し、スターラックス航空本社に本要望をあげて頂き検討の依頼を行った。本社における担当責任者に対して情報共有頂く旨を了承頂いた。

参考：上島寛弘 X (旧Twitter)

<https://twitter.com/NorihiroUehata/status/1718839354964181427?t=Jhoybkbta7k9jm60b1h2Zw&s=19>

外海開三 X (旧Twitter)

https://twitter.com/sotomikaizo/status/1718870007604724168?t=1uBExJzcT-4MCLS_sqgcaQ&s=19

令和5年12月4日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子



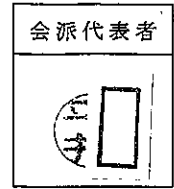
要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名 上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
12・4	参議院議員 浜田 聡 (参議院議員会館)	神戸市の職員採用に係る課題を事例とした「地方公務員の欠格条項に関する質問主意書」の答弁書を受けて再質問主意書の提出について	要(14:00頃)・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和5年12月4日			備 考
① 議 員 (1 名分)		43,040円	
② 政務調査員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		43,040円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和5年12月6日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 要請・陳情活動者氏名
上島寛弘
- 2 要請・陳情先
参議院議員 浜田聡
- 3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年12月4日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,180
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,240	円	円 40,080
過 不 足 (不足△)		円 △200	円	円 △900

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 要請・陳情活動結果の概要

当方が陳情し、神戸市人事委員会の任用実態と神戸市会決算特別委員会議事録を引用し、令和五年十月二十日に提出した「地方公務員の欠格条項に関する質問主意書」（第二百十二回国会質問第九号）に対する答弁書（内閣参質二一二第九号）を受けて、神戸市人事委員会事務局長が欠格条項に自己申告に依存することで該当する者を排除できない点について「自治体として不安がある」旨の答弁があったことを以て、質問主意書に対する答弁書では不十分であることから、再度の再質問主意書提出をして頂くべく要望を実施。添付のような内容の再質問主意書であるが、浜田議員はこの文案でよし、再質問主意書を提出して頂くこととなった。



地方公務員の欠格条項に関する再質問主意書

令和五年十月二十日に提出した「地方公務員の欠格条項に関する質問主意書」（第二百十二回国会質問第九号）に対する答弁書（内閣参質二一二第九号）を受けて地方公務員法ならびに国家公務員法の運用に関して、以下改めて質問する。

一 答弁書（内閣参質二一二第九号）では、政府は地方公務員法第十六条第四号の運用については、各地方公共団体の同法第七条の人事委員会若しくは公平委員会又は同法第六条の任命権者が、同法及び当該地方自治体の規則等に基づき適切に対応するものと理解しているとするが、神戸市会議事録によれば、神戸市人事委員会は、職員を任用するにあたって行われる職員採用試験において欠格条項を含む受験資格を全て満たすことについて、受験者本人に相違ないことを確認し、さらに申込票に、自署での本人署名を求め、その署名をもって欠格条項に該当しないことを確認している旨の答弁を自由民主党神戸市会議員団 上島寛弘議員の質疑に対して行っている。神戸市の職員を任用するにあたっては受験者本人の自己申告のみを根拠に欠格条項に該当するか否かを確認していることが明らかになったが、令和四年九月二十六日に開会された神戸市会令和4年決算特別委員会第1分科会では上島寛弘議員に自己申告に依存することについては問題がある旨指摘され、神戸市人事委員会は、「自治体としましても、不安は払拭できないところがございます。」と答弁の通り、自己申告のみでは任用の実務を担う神戸市においても不安があると明らかにされているが、日本政府は自己申告という方法一つのみで完全に欠格条項に該当する者を任用することを防ぐことが可能という見解か。併せて欠格条項に該当する神戸市からの照会に対して総務省公務員課は如何に答えたか明らかにされたい。

二、地方自治体が職員を任用する際に採用試験の受験者や任用を予定する者の地方公務員法第十六条第四号に規定される欠格条項の該当の有無について、警察や公安調査庁に対して採用試験の受験者及び任用を予定する者の情報を提供の上、調査を依頼することは現行法及び現行制度上可能であるのか。併せて警察や公安調査庁が地方自治体から採用試験の受験者や任用を予定する者の地方公務員法第十六条第四号に規定される欠格条項の該当の有無について調査依頼を受けて回答することは現行法及び現行制度上可能であるのか。政府の見解如何。

三、地方公務員もしくは国家公務員に任用した者が後になって欠格条項に該当することが判明した場合は、その者の任用は遡及して法的に無効となるのか日本政府の見解を明らかにされたい。

四、答弁書（内閣参質二一二第九号）では、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八条の運用については、採用試験を受験する際に受験を申し込んだ者が同法第四十三条の規定により受験することができない者に該当しないことを、当該者の申告により、同法第四十八条の試験機関が確認している。と答弁し、国家公務員の採用においても自己申告に依存していることが明らかとなったが、日本政府は現在、国家公務員の採用試験受験者について欠格条項に該当するかの確認について自己申告以外の方法では確認をとっているのか否かを明らかにされたい。重ねて警察庁や公安調査庁、防衛省、外務省職員にこれまで採用した者も採用試験の際の欠格条項の該当の有無の確認方法については自己申告に限っているのか否かを明らかにされたい。併せてこれまで国家公務員採用試験において欠格条項の該当の有無を受験者の自己申告の確認だけをもって採用した人数は何名であるか。今後、国家公務員の採用試験受験者について欠格条項に該当するか否かを自己申告以外の方法をもって確

認するか。日本政府は、国家公務員の採用試験において欠格条項に該当するか否かを受験者の自己申告によってのみ確認するだけでは受験者が虚偽の回答をする可能性もあり得ると考えるが、欠格条項に該当する者を採用することを完全に排除され则认为るか。政府の見解如何。右質問する。

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	15
------	----------	-------------	----

(領収書等貼付面)



(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)

(備考)要請・陳情活動者 上嶋寛弘 要請・陳情先 参議院議員 浜田 聡議員 期間 令和5年12月4日	小計(単位:円) ¥40,080-
--	----------------------

令和5年10月18日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子



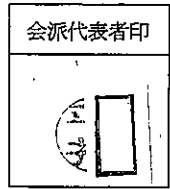
要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名 上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
10・19	駐日レソト王国 大使館 通商・投資促進 担当官 藤江武洋	名誉総領事館誘致、経済連携等について	要(14:00頃)・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和5年10月19日			備 考
① 議 員 (1 名分)	43,040円		
② 政 務 調 査 員 (名分)	円		
③ 要請・陳情活動費合計(①+②)	43,040円		要請・陳情活動代表者 上島寛弘

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和5年12月11日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上島寛弘

2 要請・陳情先

レソト王国大使館 通商・投資促進担当官 藤江武洋

3 要請・陳情活動を行った期間

令和5年10月19日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空 賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,440	円	円 40,280
過 不 足 (不足△)		円 △400	円	円 △400

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

レソト王国大使館を訪問し、通商・投資促進担当官 藤江武洋氏と面談。

要望事項 名誉総領事館、経済連携等について要望し、可能性を模索した。

2年前に神戸市と台湾経済部TJPOと締結したMOUを参考に、他国はこのような取り組みを行っている旨、神戸市においては現在、アフリカとの関係強化の為、縷々取り組んでいること、神戸情報大学院大学はレソト王国出身の学生もかつていらっしゃったことについて紹介した。

藤江担当官は神戸市と台湾TJPOとの覚書について大変関心を持たれ、現在、レソト王国大使が駐日南部アフリカ開発共同体外交団の幹事を務めていることを披露の上、例えば、駐日南部アフリカ開発共同体全体と神戸市との覚書であれば規模も大きいし良いのではないかと前向きなご提案も頂いた。

また、コスト面からも名誉総領事館の設置はありがたい旨のお話もあり、今後、大使にも情報を共有して神戸市の提案した連携については前向きな検討を行いたいとの回答を得た。

また、この藤江担当官からの提案をより具体にするために令和6年度予算に向けて自由民主党神戸市議員団の予算要望においては「南部アフリカ開発共同体の構成国の駐日大使館と連携し、南部アフリカにおける神戸市のプレゼンスを高め、新たなビジネス機会の創出や拡大を構築すること」を組み込み、市長に提出を行う予定であり、引き続き経済港湾委員会等議会の場において提言して参りたい。

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	16
(領収書等貼付面)			
<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p style="text-align: center;">Receipt 自由民主党神奈川支部</p> <p>領収年月日 2023.10.18 登録番号 T1120001059675</p> <p>金額 ￥40,280 (消費税等込み) 税10%</p> <p>上記金額確かに領収いたしました。</p> <p>購入商品 乗車券類 (40256-4枚)</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>東)住吉MK31発行 50257-01</p> <p style="text-align: right;">印紙税申告納 付につき大泥 務署承認済</p>			
(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 レソト王国大使館 期間 令和5年10月19日			小計(単位:円) ¥40,280-

令和5年12月13日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子



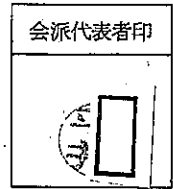
要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て (届 出)

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名 上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
12・15	参議院議員 浜田聡 議員	非核神戸方式に関する質問主意書の提出 及び国会での質疑要請について	要 (11:00頃) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要 (: 頃) ・ 否
			要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和5年12月15日			備 考
① 議 員 (1 名分)		41,940円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		41,940円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和5年12月20日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上島寛弘

2 要請・陳情先

参議院議員 浜田聡議員

3 要請・陳情活動を行った期間

令和5年12月15日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空 賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 41,940	円	円 38,780
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,440	円	円 40,280
過 不 足 (不足△)		円 △1,500	円	円 △1,500

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

浜田聡議員に対して非核神戸方式に関する質問主意書の提出及び国会での質疑要請。

この陳情をするにあたって、経済港湾委員会で12月1日に質疑を実施しているが、平成30年の産経新聞のネット記事において非核神戸方式の存在が阪神淡路大震災時に米軍の支援につながらなかったことが明らかになった。一方、東日本大震災の際にはトモダチ作戦の名の下に復興支援を米軍がして下さったことは記憶に新しい。非核神戸方式による日米関係への影響や有事の際の連携を鑑みた時見直す必要があると考え、本陳情を行った。

具体的に質問主意書案を当方で下記の通り作成。以下私の作成をした質問主意書案を、浜田議員に対して提案したところ、ほとんどこの案で次期国会で参議院議長を通じて内閣に提出して頂くことを快諾頂いた。また、同会派の議員が所属する委員会において質疑を検討しても良いとの返答であった。

非核神戸方式に関する質問主意書

神戸市会では昭和50年3月18日に「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」として「神戸港は、その入港船舶数及び取扱貨物量からみても、世界の代表的な国際商業貿易港である。利用するものにとっては使いやすい港、働く人にとっては働きやすい港として発展しつつある神戸港は、同時に市民に親しまれる平和の港でなければならない。この港に核兵器が持ちこまれることがあるとすれば、港湾機能の阻害はもとより、市民の不安と混乱は想像に難くないものがある。よって神戸市会は核兵器を積載した艦艇の神戸港入港を一切拒否するものである。」といった文面で議決を行った。そして、神戸市当局は神戸市会の議決を尊重するといった形で、入港する外国艦船の神戸港入港の際に非核証明書の提出を求めているというものである。これをいわゆる「非核神戸方式」と呼称されるが、この「非核神戸方式」については、これまでも国会で取り上げられ政府も懸念を示されてきたところであるが、令和5年12月1日には、非核神戸方式を運用する神戸市においても、神戸市会経済港湾委員会の場においても質疑において取り上げられたところである。中継された神戸市会経済港湾委員会では同委員会副委員長の上島寛弘議員より長谷川憲孝港湾局長に対して次の通り、質疑がなされている。上島寛弘議員は、質疑において、産経新聞が配信するネット記事「平成30年史 大震災の時代」中の阪神淡路大震災の際の対応において、米軍の支援の申し入れもあったこと、米国からは人員や機材の提供のほか、空母や医療船などを神戸港に入港させて被災者を救援する案も打診されたが実現しなかった。その理由として当時官房副長官を務めた石原信雄氏が「神戸市の条例で神戸港に米艦船を受け入れるには、核兵器搭載の有無を調べる必要があり、同市が難色を示した。政府が拒否したわけではない」といったコメントが掲載されていることに触れた上で、東日本大震災の際には、トモダチ作戦の名の下でいろいろな支援をしていただき、両国の友好関係がさらに深まったと前置きし、非核神戸方式の原因となっている神戸市議会がかつて議決した「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」については、神戸市議会の意思という意味での決議というは、これは法的拘束力のあるものではなく、地方自治法第99条に基づく意見書でもない」と表明している。更に上島寛弘議員は平成11年3月9日の第145回国会の参議院外交防衛委員会における非核神戸方式に関する質疑に対して高村正彦外務大臣は答弁において「相互に異なる次元において、それぞれの事務を自治体と国はして、非核三原則という国の基本政策に沿うものであるからという理由で、地方公共団体が国として責任を有する外交関係の処理を妨げるようなことは許されないというわけである。」「外国軍艦の本邦寄港については外交関係の処理につき責任を有する立場から、国がその是非を判断すべきものであって、地方自治法及び港湾法に基づく地方公共団体に認められている係留場所の指定等の港湾施設の使用に関する規則は、あくまでも港湾の適正な管理及び運営を図る観点からの港湾管理者としての地位としてのものにとどまるわけであります。」と神戸市会経済港湾委員会における質疑で引用して、この国の見解について認識把握しているか、把握している上で国の考えに反するものではないかという考えかと問うたところ、神戸市の長谷川憲孝港湾局長は、「私も港湾局といたしまして、この市会での決議、これを尊重する形で、今非核の証明書の提出を求めているものでございます。そういう意味では、いわゆる法的な根拠はないのではないかと認識でございます。」と答弁し、更に上島寛弘議員からの「国のこの見解というものを把握しているか」という旨の質疑に重ねて「議員指摘の通りである」との答弁をしており、国の見解を神戸市は把握していることが判明した。その上で上島寛弘議員の「非核神戸方式については行政法上の何か効果とか法的拘束力をもたらすものではないという認識か」との質疑に対しては、長谷川憲孝港湾局長は「あくまで市会の決議を尊重して資料の提出を求めているものでございまして、法的には何の拘束力も今ないのではないかと認識している」と神戸市当局が法的には何の拘束力もないことを表明した。そして、上島寛弘議員からは「日米安保条約であるとか日米地位協定というものも国と国で結んでいるところであり、それを侵害するものではあってはならないと思う。それを侵害するつもりも神戸市当局としてはないということよろしいか」との質疑に対して長谷川憲孝港湾局長は明確に「その点につきまして委員が御指摘されているとおりだと認識してございます。」と答弁し、神戸市においても令和の時代となって非核神戸方式が問題視され、非核神戸方式を運用する神戸市当局自身が明確に何ら法的拘束力のないものであるということを示した。一方で苫小牧市では平成27年8月24日に苫小牧市民参加条例第17条第1項の規定により提出された市民政策提案書において、同市民からだされた外国軍艦船入港の際、核を搭載していないという「非核証明書」の提出を求めるといった政策提案が出され、提案に対する回答として、苫小牧市は「市としては非核神戸方式を準用として、「非核証明書」の提出に代えて外務省及び在札幌米国防領事館に対し文書による照会を行っており、さらなる確認を迅速に行うこととしている」とされ、何ら法的拘束力もない神戸市の非核神戸方式が準用されるといった由々しき事態も起こっているところである。上島寛弘議員が質疑の場でも披露した通り、同盟国である米国から反米の印象を日本の自治体たる神戸市が持たれていることは重大な懸念を持つところである。以上を踏まえて、以下質問する。

- 一、 神戸市会が議決された昭和50年3月18日に「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を尊重する形で神戸市当局が外国艦艇に対して非核証明書の提出を求めるといったいわゆる「非核神戸方式」に関する現在の日本政府の見解は如何。
- 二、 神戸市のいわゆる「非核神戸方式」の運用は港湾法に拠る港湾管理者としての権限を著しく超えるものであり、港湾管理者に外国軍艦艇の入港を可否を判断し、拒絶し阻止する権限は存在し無いと考えるが日本政府の見解は如何。
- 三、 港湾管理者である地方公共団体が、国が認めた外国軍艦艇の入港について拒絶し阻止することは違法であると考えているが日本政府の見解は如何。
- 四、 神戸市のいわゆる「非核神戸方式」については何ら法的拘束力を持つものではなく、現行法及び現行制度上、神戸港の港湾管理者である神戸市が、外国軍艦艇に神戸港入港に際して非核証明書の提出を義務づけること、非核証明書の提出がなされなかった場合に当該外国軍艦艇の神戸港入港を拒絶することはいずれも不可能であると解するが日本政府の見解は如何。
- 五、 神戸市が「非核神戸方式」を運用する神戸港にはこれまでも外国軍艦艇が入港している。令和元年には海上自衛隊阪神基地隊との親善交流のためにインドネシア海軍練習帆船が神戸港に入港したが、その際にも神戸市はあるどうかインドネシア海軍に対して非核証明書

を提出させているがその事実を把握しているか。

- 六、 神戸市による「非核神戸方式」の運用以降、外国軍の艦艇が神戸港に入港するに際して日本政府は神戸市の運用によって行われている非核神戸方式が原因でトラブルの発生防止や相手国に礼を失さないようにすべきであると考えている。日本政府から入港する外国艦艇の属する軍や政府に対して非核神戸方式については説明がなされているのか。
- 七、 神戸市のいわゆる「非核神戸方式」に対して、日本政府が把握するこれまで米軍をはじめ米国政府の見解やとった行動は何か。併せてこれまで日本政府が米国政府に対して非核神戸方式について情報提供をしたことはあるのか。
- 八、 阪神淡路大震災時に米国政府より救援の打診があったことは事実であるのか。
- 九、 産経新聞の配信するネット記事「平成30年史 大震災の時代」には、阪神淡路大震災時に官房副長官を務めた石原信雄氏による「神戸市の条例で神戸港に米艦船を受け入れるには、核兵器搭載の有無を調べる必要がある、同市が難色を示した。政府が拒否したわけではない」とのコメントが掲載されているが、日本政府として、阪神淡路大震災時に米軍の支援を受け入れることについて神戸市が難色を示したことは把握しているか。
- 十、 これまで日本政府は神戸市に対していわゆる「非核神戸方式」についての懸念や国会で表明されているような見解を神戸市に対して伝えたことはあるか。併せて伝えていた場合は神戸市の反応は如何であったか。伝えていなかった場合は今後、政府としての懸念や見解を伝える予定はあるか。伝えていた場合は伝えた理由、伝えていなかった場合も伝えていなかった理由について明らかにされたい。
- 十一、 国会においてこのような質問主意書が提出されたことを踏まえて神戸市に対していわゆる「非核神戸方式」についての政府の懸念や政府見解をお伝えしたいと考えるが如何か。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても差し支えない。
右質問する。

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	17
(領収書等貼付面)			
<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p style="text-align: center;">自由民主党神奈川会議員 塚本 隆</p> <p>Receipt 領収年月日 2023.12.15 登録番号: T1120001059675 金額 ¥40,280 (消費税等込み) 税10%</p> <p>(クレジット扱い)</p> <p>購入商品 JR乗車券類 (20170 4枚) 西日本旅客鉄道株式会社 東) 在吉MK31 発行 30171-01</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済</p>			
(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 参議院議員 浜田 聡議員 期間 令和5年12月15日			小計(単位:円) ¥40,280-

(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)

令和5年12月7日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井 真千子

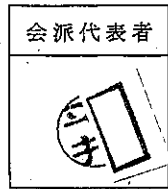


要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
平井真千子			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の可否 (到着予定時刻)
12・11	「阪神湾岸地域高速道路網整備促進国会議員連盟」第7回総会（ビジョンセンター永田町）	大阪湾岸道路西伸部整備推進神戸市会議員連盟 国の関係官庁への要望	要（17：00頃）・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
・12	盛山正仁 文部科学大臣 (文部科学省)	私学施策についての要望	要（11：10頃）・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要（ : 頃）・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は			備 考
令和5年12月11日から12月12日まで 2日間			
① 議 員 (1名分)	60,880円		
② 政 務 調 査 員 (名分)	円		
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)	60,880円		要請・陳情活動代表者 平井真千子

市 会 議 長 様



令和5年12月28日

会派の名称

自由民主党神戸市議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

平井真千子



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

平井真千子

2 要請・陳情先

・「阪神湾岸地域高速道路網整備促進国会議員連盟」第7回総会
(ビジョンセンター赤坂[永田町]) 【12月11日】

・文部科学大臣 盛山正仁事務所(衆議院第一会館) 【12月12日】

3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年12月11日から令和5年12月12日まで 2日間

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員 1名 政務調査員 名	円 60,880	円	円 40,320
精 算 額	議員 1名 政務調査員 名	円 60,480	円	円 39,920
過 不 足 (不足△)		円 400	円	円 400

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

● 大阪湾岸道路西伸部整備推進神戸市議員連盟 国の関係官庁への要望

12月11日 17時～17時40分

場所：ビジョンセンター赤坂（永田町）

阪神湾岸地域高速道路網整備促進国会議員連盟第7回総会に神戸市議員連盟を代表して坊やすなが会長と共に出席した。国会議員、事業者、地元自治体、兵庫県・神戸市の議員連盟が一同に会し、名神湾岸連絡線の有料道路事業の早期導入、大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）・神戸西バイパスの早期整備に向けて一致団結を誓い、意見交換を行なった。また、神戸市議員連盟としての要望書を国会議員連盟に対して手渡しした。大阪湾岸道路西伸部の整備は順調に進捗しているものの、物価高騰などの様々な社会情勢により、予算確保には不断の努力が必要と思われる。神戸経済の根幹を成す道路ネットワーク整備が遅滞なく進捗するよう今後もこのような当事者の活動を継続させたい。

● 盛山正仁文部科学大臣への要望

12月12日11時10分～11時40分

私学施策についての要望活動

場所：衆議院第一会館 盛山正仁事務所

少子化による園児の激減など深刻な課題に直面する私立幼稚園の存続のためには文科省の理解と予算確保が不可欠である。神戸市私立幼稚園連盟から神戸市へ寄せられている要望のうち、特に文科省の役割となる部分を抜き出して要望書とした。残念ながら公務の都合により大臣ご本人への面会は叶わなかったが、議員会館を訪問し要望について説明を行なった。また神戸市が子育てしやすい街であることをPRする「こどもっとKOBE」の取り組みを紹介し、東京でも周知していただくようグッズなどをお渡しした。後日大臣室での写真もお送りいただいた。こうべの子供達を先頭にたって応援していただく大臣として期待したい。



要 望 書

大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド北～駒栄)や神戸西バイパスでは工事が順調に進められ、また、名神湾岸連絡線が国直轄道路事業として、令和3年度に事業化されました。高速道路ネットワークの整備が着実に進められていることに、心より厚く御礼申し上げます。

これらは、国土の骨格をなす重要な道路ネットワークを形成する路線であるとともに、ポスト・コロナ時代に対応しつつ、安定した経済成長と市民所得の向上をめざし、くらしの質と都市の価値を高めるために不可欠な道路です。

2030年前後には神戸空港の国際化を進めることから、一日も早い完成に向けて、本議員連盟も全力を尽くして参りますので、下記事項について特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1 大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド北～駒栄)

- (1) 早期整備のため、国直轄道路事業及び国直轄港湾事業の確実な予算確保を図ること
- (2) 「みなと神戸」にふさわしい世界に誇れる景観を創出すること
- (3) 環境への配慮や、地域活性化に資する関連事業を実施すること

2 神戸西バイパス

自動車専用部及び一般道路部の早期・同時供用に向け、具体的なスケジュール等を示すとともに事業費の確保を行うこと

3 ミッシングリンクの解消

大阪湾岸道路西伸部(全線)の早期整備を図るとともに、名神湾岸連絡線の早期整備のため有料道路事業導入を図ること

4 道路事業予算の確保

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための道路の5か年加速化対策」の予算・財源を、例年以上の規模で措置すること
- (2) 改正国土強靱化基本法を踏まえ、対策終了後も継続的な取り組みが可能となるよう、必要な予算・財源の別枠確保など制度設計について十分配慮すること

令和5年 12月 11日

大阪湾岸道路西伸部整備推進神戸市会議員連盟

会 長 坊 やすなが

結果報告 阪神湾岸地域高速道路網整備促進国会議員連盟第7回総会

○ 日時：令和5年12月11日(月) 17時～17時40分
 ○ 会場：ビジョンセンター永田町 801A+B

名神湾岸連絡線 有料道路事業の早期導入
 大阪湾岸道路西伸部・神戸西バイパス 早期完成に向けた事業推進



事業者



長谷川 朋弘
大臣官房審議官(道路局)



稲田 雅裕
港湾局長



後藤 貞二
西日本高速道路(株)
常務執行役員



吉田 光市
阪神高速道路株式会社

地元意見



齋藤 元彦
兵庫県知事



久元 喜造
神戸市長



石井 登志郎
西宮市長

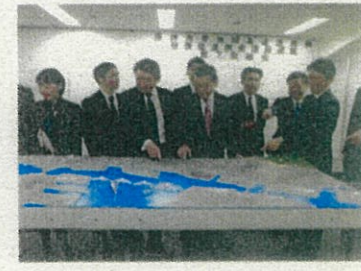
県・市議会議員連



黒川 治
県議会議員連盟会長



坊 やすなが
神戸市議会議員連盟会長



■出席者：約100名

・阪神湾岸地域高速道路網整備促進国会議員連盟 出席：10名 代理出席：9名
 末松会長、足立事務局長、加田参議院議員、(以降、挨拶順)
 高橋参議院議員、大串参議院議員、三木参議院議員、藤井参議院議員、渡海参議院議員、清水参議院議員
 山田参議院議員

[代理出席]
 松本参議院議員、盛山参議院議員、関来参議院議員、和田参議院議員、掘井参議院議員、水岡参議院議員、
 室井参議院議員、片山参議院議員、伊藤参議院議員

・国土交通省
 加藤国土交通大臣政務官
 道路局 長谷川大臣官房審議官、高松国道・技術課長、小林高速道路課長
 港湾局 稲田港湾局長、森橋計画課長
 近畿地方整備局 見坂局長、魚谷副局長、水野道路部長、
 川村浪速国道事務所長、堤兵庫国道事務所長、中本神戸港湾事務所長

・阪神湾岸地域高速道路網(大阪湾岸道路西伸部・名神湾岸連絡線)整備促進県議会議員連盟
 黒川会長、谷口事務局長

・大阪湾岸道路西伸部整備推進神戸市議会議員連盟 坊会長、平井事務局長

・西日本高速道路株式会社 後藤常務執行役員・建設事業本部長、安達執行役員関西支社長

・阪神高速道路株式会社 吉田代表取締役社長、山田取締役(兼)常務執行役員、登日執行役員

・兵庫県 齋藤知事、新井田技監、杉浦土木部長

・神戸市 久元市長、新見建設局湾岸・広域幹線道路本部長

・西宮市 石井市長、尼子土木局長

会長



末松 信介
参議院議員

来賓



加藤 竜祥
国土交通大臣政務官

司会進行



加田 裕之
参議院議員



足立 敏之
参議院議員(事務局長)

国会議員連盟(挨拶順)



高橋 光男
参議院議員



大串 正樹
参議院議員



三木 圭恵
衆議院議員



藤井 比早之
衆議院議員



渡海 紀三朗
衆議院議員



清水 貴之
参議院議員



山田 賢司
衆議院議員



会長挨拶

[末松 信介 会長]

- ・湾岸西伸部は長大橋の形式が決まり、発注段階。海上部の地盤が軟弱地盤であり、大変ご苦労をおかけした。御礼と感謝を申し上げる。
- ・神戸西バイパスは、平成30年に有料道路事業が導入された。
- ・名神湾岸連絡線は、有料道路事業を導入して2馬力で進めていくこと、および湾岸西伸部と同時に完成できるようお願い申し上げます。
- ・労務単価や資材単価が高騰しており、前年通りであれば延長距離が後退することになるため、そのようにならないようにしたい。

来賓挨拶

[加藤 竜祥 国土交通省大臣政務官]

- ・阪神湾岸地域は、神戸港や神戸空港を有し、臨海部に大型物流施設や近代海洋の集積が進むなど、我が国の経済をけん引しており、更なる発展が期待される地域である。また、関西の成長の一翼を担う関西3空港の連携、とりわけ神戸空港の効果的な活用にも期待が寄せられている。
- ・国交省としても、引き続き関係機関と連携しながら、事業の推進に全力で取り組む。

地元意見

[斎藤 元彦 兵庫県知事]

- ・大阪湾ベイエリアの更なる活性化に向けて、渋滞の解消が急務であり、名神湾岸連絡線、湾岸西伸部、神戸西バイパスの早期完成が不可欠である。
- ・名神湾岸連絡線への有料道路事業の早期導入を特に強くお願いしたい。事業のスピードアップには二馬力での整備が不可欠。

[久元 喜造 神戸市長]

- ・湾岸西伸部と神戸西バイパスの意義について、力強いお言葉を頂き感謝。両方の事業において、おかげさまで着実に進捗している。
- ・色々な要因で事業費が増大していくことが見込まれる。今後、これらを着実に推進していくためには、有料道路事業のさらなる活用も含めた検討をお願いしたい。
- ・早期完成を目指して、着実に推進していただくようお願いする。

[石井 登志郎 西宮市長]

- ・名神湾岸連絡線について、事業推進には、予算確保はもとより、有料道路事業の早期導入が重要。
- ・建設資材や労務単価の上昇もあり、予算、財源の確保をお願いする。湾岸西伸部に遅れることのないように、場合によっては湾岸を待たなくてもよいかとも思っているが、市として最大限協力、尽力する。

事業者コメント

[長谷川 朋弘 国土交通省 大臣官房審議官 (道路局)]

- ・湾岸西伸部は、現在六甲アイランド地区で、橋梁上下部工事を実施し、駒栄地区では開削トンネル工事を進めている。また、新港灘浜航路部の長大橋について、8月に主塔基礎、主塔、橋桁の形状などの基本構造を決定、11月には阪神高速が上下部工事の発注手続きに入った。そういった意味では着実に前進している。
- ・名神湾岸連絡線は、現在海上部の橋梁設計を進めている。あわせて、地元より要望のあった有料道路事業の活用に向けて、ネクスコ西日本、阪神高速と検討を進めている。今後、検討の加速化を進めていきたい。
- ・神戸西バイパスは、共同事業者であるネクスコ西日本と連携し、また、兵庫県・神戸市の協力のもと全線において工事を推進している。
- ・阪神湾岸地域は人口や産業が集積しており、我が国の経済にとって重要な役割を果たしている。一日も早くつなげるように、協力をお願いしたい。

[稲田 雅裕 国土交通省 港湾局長]

- ・湾岸西伸部が開通する国際コンテナ戦略港湾の神戸港だが、最近では日本海側のコンテナ貨物も神戸にきてから外国に運んでいる。
- ・港湾整備事業では、湾岸西伸部の橋の下を通る航路の切り替え工事や、橋梁の基礎部の工事に関係の機関としっかり連携しながら進めていきたい。

[後藤 貞二 西日本高速道路(株)常務執行役員]

- ・神戸西バイパスについて、用地取得は99%を完了。残りの用地取得も努力していく。全線にわたり工事着手しており、本格的に工事を進めていく。
- ・名神湾岸連絡線は、阪神圏の道路ネットワークの更なる充実に深く関わると考えており、必要な協力を行って参りたい。

[吉田 光一 阪神高速道路(株)社長]

- ・湾岸西伸部について、おかげさまで8月に六甲アイランドとポートアイランドを繋ぐ長大橋の基本構造が決定できた。これを受けて、11月からは発注手続きに入っている。引き続き、様々な技術課題を着実に克服し、事業を進めて参りたい。
- ・名神湾岸連絡線は、名神高速道路と3号神戸線、5号湾岸線を結ぶ路線であり、関西全体の発展にとっても、大変重要な路線であると認識している。

県議会・市議員連盟

[坊 やすなが 市議員連盟会長]

- ・事業者から力強いご挨拶をいただき感謝。
- ・しっかりと地元は県市で協調し、頑張っていきたい。

[黒川 治 県議会議員連盟会長]

- ・湾岸兵庫県議会も、これまでは神戸阪神地区の議員で構成してきたが、この4月の改正以降、他の地域からの議員も議員連盟の会員として、議連活動している。それだけ県議会にとっても、兵庫県にとっても、大変大きな事業である。
- ・3路線がすべて早期に完成することを、多くの皆様方の力を得て共にがんばらせて頂く。

私立幼稚園振興に関するお願い

神戸市私立幼稚園振興議員懇話会

会長 平井真千子

近年の少子化による園児の激減、また兵庫県行政改革による私学助成のカットなどにより、私立幼稚園の将来の経営見通しは悪化しております。質の高い幼児教育を行う私立幼稚園が存続し、幼児のために豊かな保育、教育環境の選択肢のある神戸でありたいと望んでおります。文部科学省としてもご支援をいただきますよう以下についてお願い申し上げます。

記

1. 急激な園児減少（特に1号児）に伴う対応について
少子化に伴う園児数の激減による、将来の経営不安が切迫しております。公定価格の改善をお願いします。
2. 子育て支援施策や人材確保策について
神戸市が所管する認定こども園については、副食費への補助や、保育士等宿舍借り上げ支援、処遇改善等加算の補助金などの制度が利用できます。その結果、県の私学助成の所管である私立幼稚園との間で格差が広がっています。私学助成の園でもこうした支援を拡充いただきますようお願いいたします。
3. 特別支援教育の推進について
現在、兵庫県の私立幼稚園特別支援教育振興補助の対象は、療育手帳または診断書の提示が条件とされています。発達障害の場合、診断には時間がかかり、またその兆候があっても保護者が受診をさせない例もあり、診断が確定している未就学児は多くないのが現実で、使いにくい上に補助金額も不十分な制度です。現状は各園で発達障害を疑われる児童を複数受け入れており、独自に加配をしている状況です。国として、利用しやすく、実情に合った加配が行える制度設計をお願いします。

以上

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	18
------	----------	-------------	----

(領収書等貼付面)

領収書
RECEIPT

宛名
RECEIVED FROM

自由民主党神戸市会議員団

様

お預かり番号
RESERVATION NUMBER 2000

金額計
TOTAL AMOUNT **¥19,960** (10%・税込)
(クレジットカード利用・Credit card use)

内容
DETAIL 乗車券類のご購入代金
TICKETS PRICE

購入日
DATE OF PURCHASE 2023年12月8日

乗車日
DATE OF DEPARTURE 2023年12月11日

取扱カード会社
CARD COMPANY MUF-G

クレジットカード番号
CARD NUMBER

列車名・券種
利用区間 のぞみ92号
FROM **新神戸** TO **東京**

西日本旅客鉄道株式会社
West Japan Railway Company
登録番号 T1120001059675

領収書
RECEIPT

宛名
RECEIVED FROM

自由民主党神戸市会議員団

様

お預かり番号
RESERVATION NUMBER 2001

金額計
TOTAL AMOUNT **¥19,960** (10%・税込)
(クレジットカード利用・Credit card use)

内容
DETAIL 乗車券類のご購入代金
TICKETS PRICE

購入日
DATE OF PURCHASE 2023年12月8日

乗車日
DATE OF DEPARTURE 2023年12月12日

取扱カード会社
CARD COMPANY MUF-G

クレジットカード番号
CARD NUMBER

列車名・券種
利用区間 のぞみ69号
FROM **東京** TO **新神戸**

東海旅客鉄道株式会社
Central Japan Railway Company
登録番号 T3180001031569

(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)

(備考) 要請・陳情活動者 平井真千子

要請・陳情先 阪神湾岸地域高速道路網整備促進国会議員連
盟第7回総会; 文部科学大臣盛山正仁事務所

期間 令和5年12月11日~12日

小計(単位:円)

¥39,920-

令和5年12月25日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子

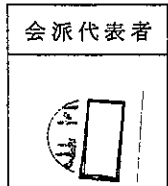


要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名 上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の可否 (到着予定時刻)
12・26	経済安全保障担当 大臣・内閣府特命 担当大臣 衆議院議員 高市早苗 議員 (内閣府本府庁舎・中 央合同庁舎8号館)	特別市法制化等について	要(12:15頃)・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和5年12月26日			備 考
① 議 員 (1 名分)		43,440円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計(①+②)		43,440円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

市 会 議 長 様



令和5年12月28日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 畠 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上 畠 寛 弘

2 要請・陳情先

経済安全保障担当大臣・内閣府特命担当大臣

衆議院議員 高市早苗

3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年12月26日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員 1名 政務調査員 名	円 43,440	円	円 40,280
精 算 額	議員 1名 政務調査員 名	円 43,440	円	円 40,280
過 不 足 (不足△)		円 0	円	円 0

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限り。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。



内閣府

経済安全保障担当大臣
内閣府特命担当大臣
(科学技術政策、宇宙政策、知的財産戦略)
衆議院議員 高市早苗

〒100-8914
東京都千代田区永田町一丁目六番一号
中央合同庁舎八号第十階
代表電話 〇三三二五三二二二

経済安全保障担当大臣・内閣府特命担当大臣・衆議院議員 高市早苗代議士に陳情を実施。

内容は特別市の法制化に向けた陳情であり、添付の通り、「日本を牽引するエンジンとなる特別市の早期法制化を求める要望書」を提出した。これまで大都市に係る法律として、政令市を解体して特別区を設置する法律については議員立法によるものであり、閣法でなかったことから、高市早苗代議士に対しては議員立法による法制化を求め、自民党内における機運醸成とその後の立法を求めた。高市大臣からは議員連盟や自民党の組織運動本部は立法に向けて動く組織ではないので、政務調査会の総務部会での意思形成が必要で法案の骨子案を作成すれば、自民党総務部会で話をまとめるとともに閣法での提出でも可能であり、スピード感をもって実現できる旨の回答とともに法制化に向けて協力をするので、具体的に特別市の法制化についての骨子をまとめ、政令指定都市の意思を市長側、議会側での案を作ることが出来ないか、それが出来れば飛躍的に実現に向けた話は進む旨のお答えを頂いた。今後、こちらを持ち帰り、引き続きの法制化に向けた取り組みを大都市行財政制度特別委員会委員として、自由民主党神戸市会議員団の一員として取り組んで参りたい。

令和5年12月26日

衆議院議員 高市早苗先生

日本を牽引するエンジンとなる特別市の早期法制化を求める要望書

地方自治法の施行から76年が経過しました。この間、地方分権改革の推進や市町村合併等により広域自治体と基礎自治体の役割は大きく変化しています。とりわけ現在の指定都市制度は、道府県と指定都市の間に二重行政が存在するとともに、指定都市の国民は行政サービスの大部分を市から受けているにも関わらず、その経費を道府県税として負担をしているなど、様々な課題がある状況となっています。

現行の指定都市制度は、67年前に、暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの課題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなってはいません。指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っているところですが、指定都市は現在、全国に20市が指定されており、その人口は約2750万人と日本の人口の2割強を占めており、その存在は経済圏としてはもちろんのこと、指定都市の存在は周辺自治体に対しても好影響を及ぼし、神戸市においても周辺自治体の課題を解決すべく、ゴミ処理の広域処理、病院の統合、送水管等の水道施設を利用した送水など広域連携を図っています。指定都市が特別市に移行することによって大都市の潜在能力を極限まで引き出し、日本を牽引するエンジンとして役割を果たすことが出来ます。

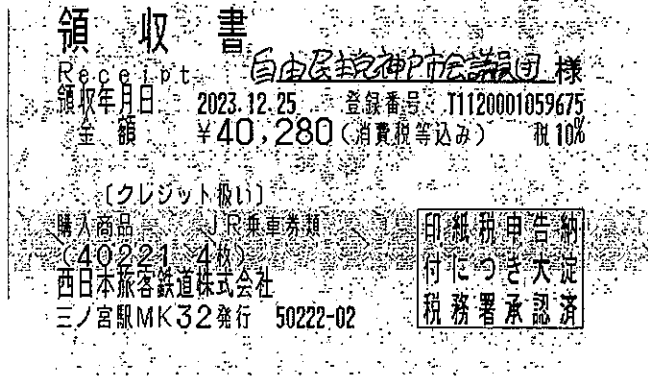
是非とも高市早苗先生におかれましては、「特別市」制度の法制化の早期実現についても政策に掲げ、自由民主党における議論を加速化し、法制化に向けたリーダーシップを発揮いただくことを心よりお願い申し上げます。

自由民主党神戸市会議員団
神戸市会議員

上島寛弘

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	19
------	----------	-------------	----

(領収書等貼付面)



(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)

(備考) 要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 経済安全保障担当大臣・内閣府特命担当大臣 衆議院議員 高市早苗 議員 期間 令和5年12月26日	小計(単位:円) ¥40,280-
---	--------------------------

令和6年1月26日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子



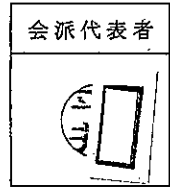
要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名 上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
1・26	参議院議員 浜田聡 議員	外国人留学生の国民健康保険加入廃止に関する要望	要(16:00頃)・ <input checked="" type="checkbox"/>
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和6年1月26日			備 考
① 議 員 (1 名分)		43,440円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計(①+②)		43,440円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和6年1月29日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 要請・陳情活動者氏名
上島寛弘
- 2 要請・陳情先
参議院議員、浜田聡
- 3 要請・陳情活動を行った期間 令和6年1月26日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,440	円	円 40,280
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,440	円	円 40,280
過 不 足 (不足△)		円 0	円	円 0

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。



参議院議員 浜田聡議員に対して、外国人留学生の国民健康保険加入廃止に関する要望を実施。

これまで一般質問や委員会質疑において本件については取り上げ、神戸市も国家予算要望において毎年日本政府に対して要望を行ってきたが、より一層の取組みを政府において促すべく、これまでの議事録や令和6年度国家予算要望を踏まえて、外国人留学生の国民健康保険加入廃止を浜田議員に対して要望を行い、問題意識を共有し、廃止に向けての協力を快諾頂いた。本件については今国会において、内閣に対して参議院議長を通じ、質問主意書を提出し、日本政府の見解も正して下さることとなり、質問主意書の素案について私が作成し、そちらを提出して下さることとなった。質問主意書案については添付の通りである。

外国人の国民健康保険加入問題に関する質問主意書

神戸市会では令和4年第2回定例市会の12月6日における一般質問において、上嶋寛弘議員より、外国人の国民健康保険加入問題について質問が行われた。議事録には次の通り、「外国人の国民健康保険の加入の問題でございます。国民健康保険については、国の法律によって区域内に住所を有する者は外国人であっても加入が義務づけられております。それによって起きているのが、所得のない、もしくは低所得者の外国人留学生の国保加入です。働いている外国人の方については、企業健保や組合健保に入るため、それはあくまでもその収入によってきちんとした保険料が払われるというところでございますけれども、外国人留学生はそもそも就労を前提としておらず、在留資格、留学では就労すること自体ができません。だから、別途、資格外活動許可を取らなくては働くことができません。就労時間についても制限が課せられており、それで稼げる時間は本当に僅かでございます。来日した1年目は前年度の所得に応じて保険料が決まるということから、留学生の国民健康保険料は1年目は年間でも1万5,000円程度。翌年から保険料が上がるとしても、資格外活動許可内の範囲内でしか働けないため、保険料は結局格安になります。健康保険は国民皆保険の言葉のとおり、日本国民の財産です。この財産たる国民健康保険に、3か月以上日本に在留するという、その見込みさえあれば加入ができるというのは、あまりにもざる過ぎると思います。所得が低く保険料も低額である外国人留学生に対して医療給付を行うことで、そのしわ寄せは日本国民たる一般加入者が保険料によって負担が増えているという状況です。そもそも国民健康保険と外国人は別個のものにすべきです。今までも日本人が海外に留学する際には、日本人は自ら民間保険等にも入っております。外国人もその留学するに当たって、来日するに当たっては、民間保険の加入を在留の要件とするように、出入国在留管理庁に対して求めるべきと指摘もしてありますが、神戸市の問題意識と現在の取組の見解を伺います。」と質問した。

これに対して、小原一徳神戸市副市長は、次の通り、「国民健康保険の在り方についてでございますが、国民健康保険は法律によりまして、国民健康保険法によりまして、都道府県の区域内に住所を有する者は国民健康保険の被保険者とする規定されておることから、他の健康保険等の加入者を除きまして、外国人であっても国民健康保険の加入が義務づけられているところでございます。外国人留学生は、御指摘いただきましたとおり、入国初年度は国内所得がなくて、入国2年目以降も就業制限の影響で所得が低いことから、賦課保険料の低い方が多い状況でございます。このような加入者が増え、医療給付が増大していくということになれば、加入者全体の保険料の上昇が懸念されるということでございます。また、日本語や保険制度への理解が乏しいこともありまして、収納率が日本人に比べて低い値にとどまっていることもございます。これらのことを受けまして、この外国人における課題ということで、日本の社会保障の根幹に関わるということから、令和5年度の国家予算要望において、市町村の負担とならない外国人の医療保険に係る制度を別途国の責任において構築すること、それから、保険料の納付

状況が極めて低いという課題に対応するため、在留資格変更または期間の更新時における保険料の納付を要件化すること等について、要望を行ってきているところでございます。1点目の新たな医療保険制度の構築につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国民健康保険法による規定に基づいて実施されているものでございますので、外国人を一律に国民健康保険の例外とすることについては、慎重な検討が必要ということで、なかなか前向きな回答が得られていないところでございます。また、法務省より各入国管理局に対し、特定技能外国人の取扱いに準じて、外国人留学生等についても、悪質な滞納者の場合については在留資格の不許可や取消しを検討するように、指示が出ているともお聞きいたしているところでございます。このようなことを踏まえ、外国人の今後、入国制限が緩和され、外国人の国民健康保険加入の増加が見込まれることから、国民健康保険制度への負担とならない措置を講じるよう、引き続き国等関係機関へよく要望し、協議してまいりたいと思っております。」と答弁した。そして、神戸市では、度々日本政府に対して提案や要望を行い、令和5年7月には令和6年度国家予算に対する提案・要望においても、外国人留学生にかかる医療保険制度の構築及び収納対策として、

- 一、外国人留学生に対する医療保険制度の適用は、日本の社会保障に関わる問題であるため、市町村の負担とならない外国人留学生の医療保険にかかる制度を別途国の責任において構築すること、
- 二、上記が実現されるまでは、外国人留学生が多い都市の負担が過度にならないよう、国から財政支援を行うこと、外国人留学生の保険料の納付状況が極めて低いという課題に対応するため、特定技能外国人と同様、在留資格更新許可等申請時に国民健康保険料納付を要件化するとともに、毎年収納状況を確認する手順を制度化することと、具体的に要望し問題の改善を求めたところである。以上を踏まえて以下質問する。

- 一、岸田内閣は、低所得の外国人留学生に対する国民健康保険加入によって、日本国民たる一般加入者の負担につながることを問題と捉えているか。問題と捉えているならば、神戸市の提案・要望を踏まえて、具体的な取り組みを行うべきであると考えますが、見解は如何か。

- 二、神戸市会の議事録によれば、神戸市副市長は「法務省より各入国管理局に対し、特定技能外国人の取扱いに準じて、外国人留学生等についても、悪質な滞納者の場合については在留資格の不許可や取消しを検討するように、指示が出ているともお聞きいたしているところでございます」と答弁しているが国民保険料を未納した外国人の在留許可については取り消すべく実際に法務省は各入国管理局に対して指示を行い、実際に国民保険料の未納によって取り消された例は存在するのか。あわせて国民保険料の未納に限らず、法令に違反した外国人の在留許可については取り消しを行うべきと考えるが日本政府の見解は如何か。

- 三、日本国民の社会保障に関わる問題であるため、外国人留学生については、留学によって来

日する際には、民間の医療保険加入を義務づけるか、医療保険にかかる制度を別途国の責任において構築すべきではないか。日本政府の見解は如何か。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても差し支えない。

右質問する。

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	20
<p>(領収書等貼付面)</p> <div data-bbox="526 548 1181 929" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>Receipt 自由民主党神奈川支部様</p> <p>領収年月日 2024.1.25 登録番号 T1120001059675</p> <p>金額 ￥40,280 (消費税等込み) 税10%</p> <p>(クレジット扱い)</p> <p>購入商品 東京電車券 6011144 西日本旅客鉄道株式会社 東) 住吉MK31 発行 00112-02</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p>印紙税申告済 付につき大定 税務署承認済</p> </div> </div>			
<p>(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 参議院議員 浜田 聡 議員 期間 令和6年1月26日</p>			<p>小計(単位:円) ¥40,280-</p>

(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)

令和6年3月4日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井 真千子



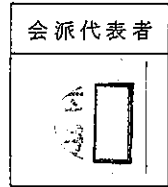
要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
3・4	参議院議員 山東昭子事務所	灘の酒を含む日本酒のEU輸入規制の件	要(14:00頃)・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
・			要(: 頃)・否
・			要(: 頃)・否
・			要(: 頃)・否
・			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は			備 考
令和6年3月4日			
① 議 員 (1名分)	43,440円	
② 政 務 調 査 員 (名分)	円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		43,440円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和6年3月14日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 要請・陳情活動者氏名
上島寛弘
- 2 要請・陳情先
参議院議員 山東昭子
- 3 要請・陳情活動を行った期間 令和6年3月4日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空 賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,440	円	円 40,280
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,440	円	円 40,280
過 不 足 (不足△)		円 0	円	円 0

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。



参議院議員 山東昭子議員に対して、欧州連合（EU）における日本酒禁輸の動向を受け、現在、欧州に対しても輸出を行っている灘の酒にとっても打撃であることを鑑みて、EUにおける日本酒禁輸を阻止すべく陳情を実施。以下、山東昭子議員に提出した要望書である。

「神戸市は、日本一の生産量を誇る灘五郷のうち、西郷・御影郷・魚崎郷を有する日本屈指の酒どころであります。灘の酒は地元の神戸はもちろんのこと、外国でも人気があり、欧州や台湾においても灘の酒は人々に愛好されています。神戸市会においても「神戸灘の酒による乾杯を推進する条例」を制定し、灘の酒を通じて、日本の伝統文化を守り、将来に継承していくことを目指しています。そのような中で欧州連合（以下EU）では2030年以降、域内への日本酒輸出を禁止する検討を進めていることが発覚しました。これは、EUが瓶や缶の再利用、再資源化を義務付ける現状の規制案において、現地で瓶の再利用が難しいことによって日本酒が禁輸対象になるというものです。規制案は早くとも3月にも成立する見通しであり、これが成立すれば、神戸市にとっても地場産業である酒造産業に大きなダメージを与えることは必至です。EUではウイスキーなどの蒸留酒やワインについては地元メーカーへのダメージが大きいため義務を免除されますが、輸入品である日本酒は規制対象となっています。現在、EU域内に対する輸出額は2018年の約13億円から2022年には約20億円に上昇しており、先述の通り、灘の酒は欧州において愛好されており、中でも福寿はノーベル賞の晩餐会においても振舞われたことで世界的に有名となった銘柄です。よって、欧州連合における瓶の再利用、再資源化の禁止する規制においては日本酒を対象から除外することを求め、引き続き、欧州に対して支障なく輸出を可能とし、より一層の輸出拡大を実現することを強く求めます。」

山東昭子議員とは本件についてかねてから連携しており、重く受け止め、対応をお願いしているが、その場で外務省官房長ならびに農林水産省 輸出国際局長に対して、上記懸念を伝え、これが禁止にならないように再度働きかけて下さった。また、縷々現状の日本政府における取組についてもヒアリングを下さり、現在、EUの意思決定プロセスにかかわる欧州議会、欧州理事会、欧州委員会の動向を注視しながら、接触をしていること、本格的な日本政府として禁輸措置を阻止すべく取り組んでいる旨の報告を頂いた。山東議員からも農林水産省や外務省への働きかけを行い、灘の酒を含む日本酒の禁輸措置を阻止すべく行動することを確約頂いた。その後、日本酒の禁輸については除外されることとなった。

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	2 /	
(領収書等貼付面) <p style="text-align: center;">領 収 書 Receipt 領収年月日 2024-3-3 登録番号: T1120001059675 金額 ¥40,280 (消費税等込み) 税10%</p> <p style="text-align: center;">[クレジット扱い] 購入商品 JR乗車券類 (40074 4枚) 西日本旅客鉄道株式会社 甲南山手MK51発行 50075-02</p> <table border="1" data-bbox="959 779 1129 904"><tr><td>印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済</td></tr></table>				印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済
印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済				
(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘 要請・陳情先 参議院議員 山東昭子事務所 期間 令和6年3月4日			小計(単位:円) ¥40,280-	

(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)

令和5年11月28日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子

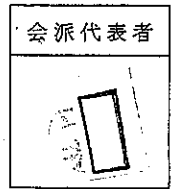
要請・陳情活動について（届出）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
坊やすなが			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
12・1	参議院議員 山東昭子 事務所	神戸市来年度予算について	要(18:00頃)・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
.			要(: 頃)・否
.			要(: 頃)・否
.			要(: 頃)・否
.			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は			備 考
令和5年12月1日			
① 議 員 (1 名分)	44,300 円		
② 政 務 調 査 員 (名分)	円		
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)	44,300 円		要請・陳情活動代表者 坊やすなが

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和6年3月26日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

坊 やすなが



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 要請・陳情活動者氏名
坊やすなが
- 2 要請・陳情先
参議院議員 山東昭子
- 3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年12月1日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金, 座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 44,300	円	円 40,720
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,000	円	円 39,420
過 不 足 (不足△)		円 1,300	円	円 1,300

※航空賃, 鉄道賃(急行料金, 座席指定料金等が必要なものに限る。)については, 領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

参議院議員 山東昭子議員に対し、「神戸市 令和6年度 国家予算に対する提案・要望」活動を行いました。

新型コロナウイルス感染症の発生から3年が経過し、日常への回帰が進む中、長引くエネルギー価格・物価高騰により、市民や市内事業者への影響が増しており、今後の先行きも不透明な中、市民の命や生活を守り、神戸経済を回復させるため、感染症や物価高騰に備えた対応等に引き続き取り組んでいく必要があります。

令和6年度国家予算に関して以下の重点項目について要望いたしました。

1. コロナ禍からの回復及び物価高騰対策
2. 神戸空港の国際化を契機とした取組みの推進
3. グリーントランスフォーメーション (GX) の推進
4. デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進
5. 広域交通結節機能の強化
6. 都心・三宮再整備の推進
7. 神戸医療産業都市・新産業の推進
8. スポーツによる地域・経済の活性化
9. 安全・安心なまちづくりの推進
10. 子育て・教育環境の充実
11. 保健・福祉・医療の充実
12. 地方分権改革の推進

上記の内、特に神戸空港の国際化に対する支援、神戸空港の機能強化の取組みに対する財政支援、プライベートジェットの入りに向けた取組み等について要望いたしました。

また、神戸空港の国際化に向けて、観光誘客の推進は重要であり、インバウンド誘客の推進に対する事業費の確保、六甲・摩耶山上へのアクセス交通の維持・充実に対する財政支援の拡充についての支援もお願いいたしました。

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	22
------	----------	-------------	----

(領収書等貼付面)

領 収 書

Receipt 自由民主神中会議員様

領収年月日 2023.11.30 登録番号 T1120001059675

金額 ￥39,420 (消費税等込み) 税10%

(クレジット扱い)

購入商品: JR乗車券類
(00574 4枚)
西日本旅客鉄道株式会社
元町駅E1発行 10575-01

印紙税申告納
付につき大定済
税務署承認済

(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)

(備考)要請・陳情活動者 坊やすなが
要請・陳情先 参議院議員 山東昭子
期間 令和5年12月1日

小計(単位:円)

¥39,420-


令和5年12月8日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井 真千子 

要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

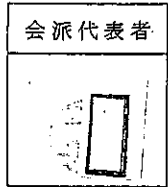
要請・陳情活動者氏名

坊やすなが

月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
12・11	「阪神湾岸地域高速道路網整備促進国会議員連盟」第7回総会（ビジョンセンター永田町）	大阪湾岸道路西伸部整備推進神戸市会議員連盟 国の関係官庁への要望	要（17：00頃）・ <input checked="" type="checkbox"/>
・12	盛山正仁 文部科学大臣 事務所	・主権者教育における文科省の協力の要請 ・地方議員の厚生年金加入への理解と協力の要請	要（9：30頃）・ <input checked="" type="checkbox"/>
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和5年12月11日～12日			備 考
① 議 員 (1名分)		60,880円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		60,880円	要請・陳情活動代表者 坊やすなが

[様式 7]

市 会 議 長 様



令和6年3月26日

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

坊 やすなが

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

坊やすなが

2 要請・陳情先

・「阪神湾岸地域高速道路網整備促進国会議員連盟」第7回総会（ビジョンセンター永田町）
（12月11日）

・盛山正仁 文部科学大臣 事務所
（12月12日）

3 要請・陳情活動を行った期間

令和5年12月11日から12月12日まで

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 60,880	円	円 40,320
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 60,880	円	円 40,320
過 不 足 (不足△)		円 0	円	円 0

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 要請・陳情活動結果の概要

○大阪湾岸道路西伸部整備推進神戸市議員連盟 国の関係官庁への要望について (12月11日)

阪神湾岸地域高速道路網整備促進国会議員連盟第7回総会に神戸市議員連盟を代表して、平井真千子事務局長と共に出席しました。国会議員、事業者、地元自治体、兵庫県・神戸市の議員連盟が一同に会し、名神湾岸連絡線の有料道路事業の早期導入、大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）・神戸西バイパスの早期整備に向けて一致団結を誓い、意見交換を行ないました。また、神戸市議員連盟としての要望書を国会議員連盟に対して手渡しました。

大阪湾岸道路西伸部の整備は順調に進捗しているものの、物価高騰などの様々な社会情勢により、予算確保には不断の努力が必要と思われます。神戸経済の根幹を成す道路ネットワーク整備が遅滞なく進捗するよう、今後もこのような当事者の活動を継続させたいと思います。

○盛山正仁 文部科学大臣 事務所 (12月12日)

・「主権者教育における文科省の協力の要請」について

全国市議会議長会では、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会の役割や議員の職務等が地方自治法に明文化されたことについて十分に周知を図るとともに、地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材の市議会への参画推進の一助とするため、主権者教育を一層推進することが重要であると考えています。

つきましては、文部科学省においても、主権者教育の取組に対する支援を講ずることを要望いたしました。

このことは、三議長会（都道府県議会会長会、市議会議長会、町村議会議長会）共通の課題であることを踏まえ、三議長会連盟の「地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた主権者教育の推進に関する決議」についても、要請・陳情を行った後日ではありますが、採択されたことも報告させていただきます。

神戸市においても小・中学校においては、神戸について学ぶ機会が設けられており、市政への理解を育むことに寄与していると思われませんが、参政権を持つ直前の世代である高校においても神戸市や国の取組などに興味を持てる教育機会を積極的に設けていただきたいと思います。

・「地方議員の厚生年金加入への理解と協力の要請」について

全国市議会議長会では、これまで厚生年金制度への地方議会議員の加入を実現するため、政府及び与党に対し要望活動を重ねてきたところではありますが、今日に至るまで制度改正に結び付いていない状況にあります。若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会に共通の緊要な課題といえます。

今日、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、市議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されています。会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けられることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境を整えることは、多様な人材の市議会への参画を促す上でも重要な課題であります。

このようなことから、全国市議会議長会としても、より多くの市区議会において厚生年金への加入を求める意見書を採択していただくことが不可欠であると考えており、国に対しても、地方議員の厚生年金加入への理解と協力を一層進めていただけるよう要望いたしました。

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	23
(領収書等貼付面) <div style="text-align: center; margin-top: 100px;"> <p>領 収 書</p> <p>Receipt 自由民主党神戸市会議員団 様</p> <p>領収年月日 2023.12.-8 登録番号: T1120001059675</p> <p>金額 ￥40,320 (消費税等込み) 税10%</p> <p>(クレジット扱い)</p> <p>購入商品 JR乗車券類</p> <p>(50180 4枚)</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>新神戸駅MK40発行 60181-02</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 印紙税申告納 付につき大定済 税務署承認 </div> </div>			
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考) 要請・陳情活動者 坊やすなが 要請・陳情先 阪神湾岸地域高速道路網整備促進国会議員連 盟第7回総会;文部科学大臣盛山正仁事務所 期間 令和5年12月11日~12日		小計(単位:円) ￥40,320-	

令和5年5月31日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子



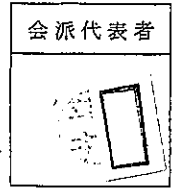
要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
浅井美佳			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
6・2	参議院議員 自見はなこ議員 (参議院議員会館)	子育て支援について	要(13:20頃)・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
・			要(: 頃)・否
・			要(: 頃)・否
・			要(: 頃)・否
・			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和5年6月2日 1日間			備 考
① 議 員 (1名分)		37,530円	6月1日 管外調査 6月2日 要請・陳情活動
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
② 要請・陳情活動費合計 (①+②)		37,530円	要請・陳情活動代表者 浅井美佳

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和6年3月29日

会派の名称

自由民主党神戸市議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

浅井美佳 ㊞

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 要請・陳情活動者氏名
浅井美佳
- 2 要請・陳情先
参議院議員 自見はなこ議員 (参議院議員会館)
- 3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年6月2日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 37,530	円 0	円 20,160
精 算 額	議員1名 政務調査員 名	円 48,620	円 29,710	円 0
過 不 足 (不足△)		円 △11,090	円 △29,710	円 20,160

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

【目的】 陳情の提出 【参加議員】 浅井美佳

【陳情内容】

内閣府大臣政務官
参議院議員 自見はなこ様

異次元の少子化対策に伴う要望書

〈背景〉

- ① 先日、所得制限撤廃を含む児童手当の拡充検討が発表され歓迎の声が多かった中、合わせて「扶養控除」の見直しを検討する方針発表がなされ、扶養控除がなくなることによって負担増となる可能性がある(850万以上の世帯の一部など)という指摘がある。折角の拡充の話、前向きな制度設計が必要と考える。また、政府の異次元の少子化対策に先駆けて、各自治体間で子育て支援の競争が過熱してしまっており、各自治体の財政政策の見直しが問われている。
- ② 産休育休の取りやすさが話題になるが、中小企業の立場からは、取らせたくても取らせにくい、できるだけ早く復帰してほしい、という声を多く聞く。育休中の代替として人を雇うにしても一からの指導が必要になるなど補助金や各企業の努力だけではカバーできない問題があり、抜本的な社会構造の改革が必要と考える。
- ③ 女性の社会進出に伴う晩婚化が進むにつれ、未婚であってもいつかは子供が欲しいと願う女性の割合は増えている。結婚し、不妊治療を選択する男女は増えているが、その前段階の卵子凍結は現在保険適用外であり、高額のためほとんどの女性の選択肢からは外れてしまっている。

〈要望〉

- ① 扶養控除の見直しを行う場合、児童手当の拡充と合わせた時に、税制上での家庭に対してもプラスになるように制度設計を求める。また、異次元の少子化対策については、フランスや諸外国で上手くいった事例(大学までの公立校の教育費の無償化やN分N乗方式の検討など)を参考に、抜本的構造改革を求める。またその際に、子育て支援拡充のために増税、など社会の分断を生むような政策発表方法の見直しも併せてお願いしたい。
- ② 中小企業であっても雇用主も従業員も産休・育休の取得に対し、ストレスない環境づくりの更なる支援、例えば各業種での産休育休専門の雇用枠(産休代替補助教員のような)の促進をしていくなどの議論・法整備化を求める。
- ③ 少子化対策の一環として、引き続きの出産費用の保険適用と不妊治療、特に卵子凍結の保険適用の検討を求める。

以上

自由民主党神戸市会議員団
浅井美佳



使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	24
(領収書等貼付面)			
2024/03/28 10:29		領収書 国内線	
領収書		WEB de4446bb7e-00000-102923-0-1000 表示日 2024年03月28日(木)	
自由民主党神戸市会議員団 様			
金額	¥29,710- (税込) クレジット支払い (消費税10%対象 ¥29,710- (税込))	航空券番号	1010359349287013
黒金番号	5FPXFY		
但し	運賃および税金・料金等		
航空券発行日	2023年06月02日(金)		
上記、正に領収いたしました。			
ANA A STAR ALLIANCE MEMBER 全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd. 登録番号: T1010401099027			
航空券明細		WEB de4446bb7e-00000-102923-0-1000 表示日 2024年03月28日(木)	
ご搭乗者名/照会番号 アサイ ミカ様 (5FPXFY)			
発着日	便名 区間 ANA035 東京(羽田) - 大阪(伊丹)	クラス	運賃
2023年06月02日(金)		普通席	フレックスD
運賃額等(税込)	運賃適用基準日		
¥29,710-	2023年06月02日(金)		
合計金額		¥29,710-	
(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)			
(備考)要請・陳情活動者 浅井美佳 要請・陳情先 参議院議員 自見はなこ 期間 令和5年6月2日		小計(単位:円) ¥29,710-	

令和5年10月5日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子



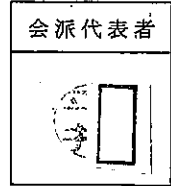
要請・陳情活動について（届出）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名 上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
10・5	衆議院議員 柳本 頭 事務所	大都市制度の実態に即応する財源の拡充 について	要(16:00頃)・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和5年10月5日			備 考
① 議 員 (1 名分)		43,040円	
② 政務調査員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		43,040円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

[様 式 7]

市 会 議 長 様



令和5年12月13日

会派の名称

自由民主党神戸市議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘

要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 要請・陳情活動者氏名

上島寛弘

2 要請・陳情先

衆議院議員 柳本顕

3 要請・陳情活動を行った期間 令和5年10月5日

4 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空 賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 43,040	円	円 39,880
精 算 額	議員 名 政務調査員 名	円 41,940	円	円 38,780
過 不 足 (不足△)		円 1,100	円	円 1,100

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。



私は神戸市会大都市行財政制度に関する特別委員会委員でもあり、近畿ブロック選出で政令指定都市議員としての経験と政令指定都市への見識の深い衆議院議員 柳本顕代議士に対して、大都市制度の実態に即応する財源の拡充についての要望（青本）を実施。要望においては要望実現と今後の神戸市と柳本代議士との関係構築と連携の為に神戸市東京事務所 服部所長にも同行を頂き、柳本代議士を紹介した。柳本代議士においては、政令指定都市議員出身として問題意識については十分に認識されており、実現に向けて取り組むことを確約頂いた。

使途項目	要請・陳情活動費	領収書 整理番号	25
------	----------	-------------	----

(領収書等貼付面)

領 収 書
 Receipt
 領収年月日 2023.10.-4 登録番号: T1120001059675
 金額 ¥38,780 (消費税等込み) 税10%

自由民主党神奈川支部様

〔クレジット扱い〕

購入商品 JR乗車券類
 (30108 4枚)
 西日本旅客鉄道株式会社
 三ノ宮駅MK32発行 40109-02

印紙税申告納
付につき大定
税務署承認済

(領収書等が重なり合わないよう貼付してください。請求書や納品書を貼付しないでください。)

(備考)要請・陳情活動者 上島寛弘
 要請・陳情先 衆議院議員 柳本 顕
 期間 令和5年10月5日

小計(単位:円)

¥38,780-

令和5年11月1日

市 会 議 長 様

会派の名称

自由民主党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

平井真千子

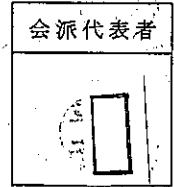


要 請 ・ 陳 情 活 動 に つ い て （ 届 出 ）

このたび、下記により要請・陳情活動を行うことになりましたので、お届けします。

要請・陳情活動者氏名			
上島寛弘			
月 日	要請・陳情先	要請・陳情項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
11・1	参議院議員 浜田聡 事務所	大都市制度の実態に即応する財源の拡充 について	要 (16:00頃) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
・ 2	衆議院議員 玉木雄一郎 事務所	大都市制度の実態に即応する財源の拡充 について	要 (15:15頃) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
			要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり要請・陳情活動を行う期間は 令和5年11月1日～2日			備 考
① 議 員 (1 名分)		58,940円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 要請・陳情活動費合計 (①+②)		58,940円	要請・陳情活動代表者 上島寛弘

市 会 議 長 様



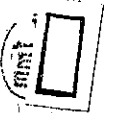
令和5年12月13日

会派の名称

自由民主党神戸市議員団

要請・陳情活動代表者の氏名

上 島 寛 弘



要 請 ・ 陳 情 活 動 報 告 書

このたび、要請・陳情活動をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 要請・陳情活動者氏名

上島寛弘

2. 要請・陳情先

参議院議員 浜田聡

衆議院議員 玉木雄一郎

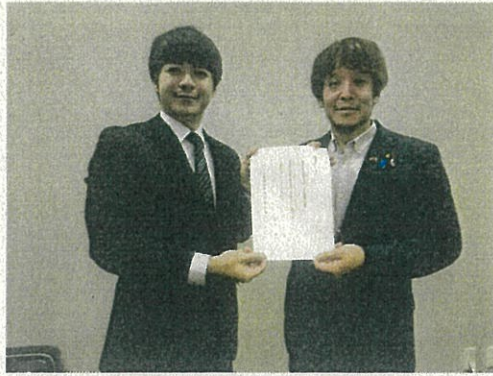
3. 要請・陳情活動を行った期間

令和5年11月1日～11月2日

4. 精 算 額

区 分	要請・陳情活動者	要請・陳情活動費 合計額(①)	①のうち航空 賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定 料金等が必要なもの)
届 出 額	議員1名 政務調査員 名	円 58,940	円	円 38,980
精 算 額	議員 名 政務調査員 名	円 60,440	円	円 40,480
過 不 足 (不足△)		円 △1,500	円	円 △1,500

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。



神戸市会大都市行財政度特別委員会においては国民民主党ならびにNHK党に所属する市会議員はいない中、大都市の要望を実現すべく11月1日 参議院議員 浜田聡議員に対して大都市制度の実態に即応する財源の拡充についての要望（青本）を実施。実現に向けて取り組むこと、また大都市制度に関しても必要に応じて質問主意書の提出を頂くこととなった。あわせて浜田議員からは過日、要望し提出して頂いていた神戸市職員の任用の実態を受けて地方公務員における欠格条項に関する質問主意書に対する内閣の回答を受領。11月2日には衆議院議員 玉木雄一郎代議士（国民民主党代表）に対して大都市制度の実態に即応する財源の拡充についての要望（青本）、特別市制度の法制化実現を要望した。また玉木代議士への要望においては神戸市と国民民主党とのパイプ構築の為、神戸市東京事務所 服部所長にも随行頂いた。大都市の抱える課題についても情報共有し、特別市制度の法制化実現について理解を頂いた。また、過日経済港湾委員会において質疑したガソリン税におけるトリガー条項の凍結解除についても話題は及び本件についても引き続き、政府・自民党と粘り強く交渉していく旨の回答いただいた。

